

江戸川区次世代育成支援行動計画

中間のまとめ

江戸川区

平成16年11月

中間のまとめを発刊するにあたって

全国的に少子化が進行する中、日本は平成 18 年をピークに、人口減少社会に突入するといわれており、急速にすすむ少子化の流れを変えることが、差し迫った課題となっています。江戸川区は、毎年 7,000 人近くの子どもが誕生し、東京 23 区で最も子どもが多い自治体ではありますが、少子化の兆しがみえつつあります。

国は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するという考えから総合的な取り組みをすすめるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、全国の地方自治体に次世代育成支援に関する行動計画の策定を義務付けました。

これを受け、江戸川区においても平成 15 年 11 月に立案検討委員会を設置し、計画の策定にむけた検討をすすめてきました。乳幼児や小学生のいる家庭の方に対するアンケート調査や、ホームページ等による意見募集を行い、さらに、以前から江戸川区の子どもたちと家庭を支えてきた関係団体の方等へのヒアリング調査を実施しました。これらを通じて伺った数多くの意見・要望を参考にさせていただきながら、このたび、「江戸川区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ」として、区としての次世代育成支援計画の基本的な方向性を取りまとめたところです。

この中間のまとめをもとに、さらに区民の皆様の意見や提案を伺い、立案検討委員会において検討を加えた上で、最終的な「江戸川区次世代育成支援行動計画」を策定する予定です。

江戸川区は、長期計画『えどがわ新世紀デザイン』～共育 協働 安心への道～の精神のもと、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、夢をもって豊かに育つまちにしていくために、皆様の声を大切にし、実現可能な、実効性のある行動計画をつくっていきたいと考えています。よりよい計画づくりのために、意見・提案をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

平成 16 年 11 月

江戸川区次世代育成支援行動計画策定立案検討委員会

江戸川区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ

目次

I	江戸川区次世代育成支援行動計画の概要	1
1	計画の目的	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間と見直し時期	3
4	計画策定のための取り組み	4
	(1) 子ども家庭実態調査の実施	4
	(2) 計画の策定体制	5
II	江戸川区の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	7
1	江戸川区の子ども人口の動向	7
2	江戸川区の子育て家庭像	9
	(1) 子育て家庭の状況	9
	(2) 子育て家庭の暮らし方	10
	(3) 子育て家庭の働き方	11
	(4) 個別の支援が必要な子どもや家庭の状況	12
3	実態調査等からわかる子育て家庭の実態と希望	13
	(1) 江戸川区の子育て環境に対する評価と居留意向	13
	(2) 乳幼児の養育状況と養育に関する希望	14
	(3) 小学生の育成に関する希望	17
	(4) 家庭における子育ての状況と不安や悩み	19
	(5) 地域の子育て活動への参加意識	22
	(6) 子育て支援施策に対する希望	23
4	ホームページ等によせられた区民・団体意見の概要	24
	(1) 区民意見の概要	24
	(2) 団体意見の概要	24
5	ヒアリングを実施した関係団体と意見の概要	25
	(1) ヒアリング調査実施団体等	25
	(2) ヒアリング調査結果の概要	26
6	今後の取り組みにむけた課題	27

Ⅲ	計画の基本的な枠組み	28
1	計画の基本理念	28
2	基本方針	29
3	計画の体系	30
Ⅳ	施策の取り組みの方向性	31
1	自信をもって子育てができるまちをめざして	31
	（1）子育て家庭を支える地域づくり	31
	（2）多様な保育サービスの充実	33
	（3）仕事と家庭の両立の推進	35
2	母と子が心身ともに健康なまちをめざして	36
	（1）お母さんと子どもの健康の確保	36
3	子どもの豊かな成長を育むまちをめざして	38
	（1）子どもの健やかな成長への支援	38
	（2）一人ひとりの個性と能力を伸ばす学校教育の推進	40
	（3）家庭や地域の教育力の向上	42
4	子育て家庭や子どもにとって安心・安全なまちをめざして	44
	（1）子育てにやさしいまちづくりの推進	44
	（2）子どもの安全を守る環境の整備	46
5	一人ひとりの自立と成長を支えるまちをめざして	48
	（1）個別の支援が必要な子ども等へのきめ細かな取り組みの推進	48
Ⅴ	国・都指定事業の目標事業量（暫定値）	50
1	国・都指定事業の目標事業量の算出方法	50
2	子ども人口の推計値	51
3	推計ニーズ量・目標事業量	52
	（1）国指定 14 事業	52
	（2）都指定 6 事業	53

I 江戸川区次世代育成支援行動計画の概要

1 計画の目的

平成 14 年 1 月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因とされてきた晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められ、現状のままでは、少子化は今後いっそう進展すると予測されています。

こうしたなか、少子化の流れを変えるため、国は「次世代育成支援」一次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する—という考え方から、平成 15 年 3 月に、政府としての「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめました。

あわせて、平成 15 年 7 月には、地方公共団体及び企業における平成 17 年度からの 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」を制定し、「市町村行動計画」の策定を、全国の区市町村に義務付けました（次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項）。

江戸川区においては、平成 14 年 7 月に策定した江戸川区長期計画の中で「未来を担う人づくり」を区の主要な施策の 1 つに掲げ、次世代育成支援対策推進法制定前から、子どもたちの健全な育成と子育て支援に取り組んでいます。

本計画は、江戸川区長期計画の理念をさらに具体化し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、夢をもって豊かに育つまちをつくるために、家庭・地域・区が力をあわせてめざす方向性と具体的な目標を定めるものです。

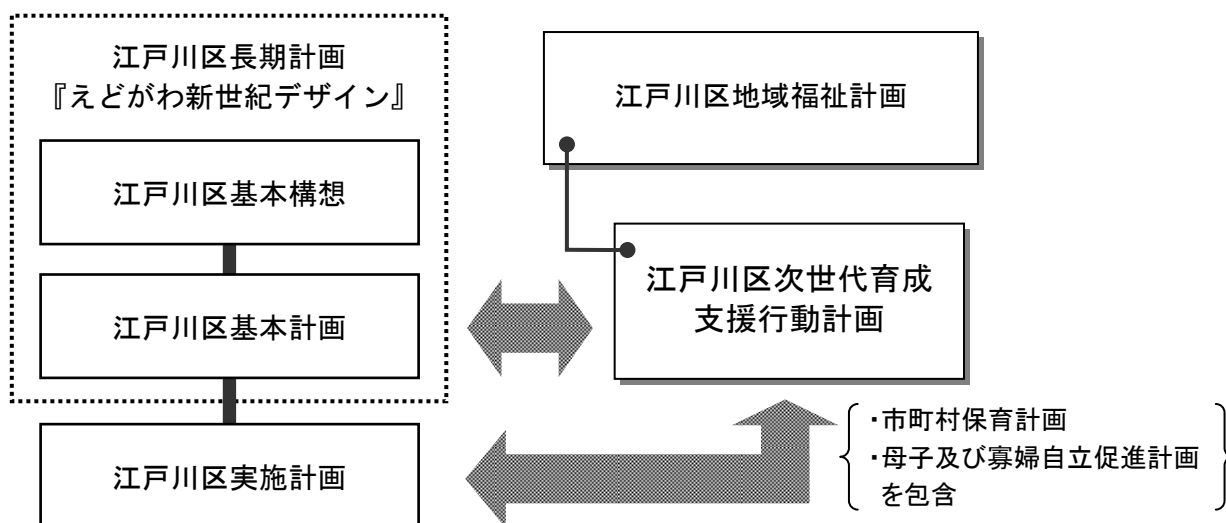
2 計画の性格

「江戸川区次世代育成支援行動計画」は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に規定される「市町村行動計画」として位置付けられるものであり、行動計画策定指針に即して次世代育成支援にむけた10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために策定するものです。

本計画は、市町村保育計画（児童福祉法第56条の8）、母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法第11条第2項第3号）を包含するものであり、また、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定された「江戸川区地域福祉計画」（平成16年度から平成23年度）との調和を図っています。

さらに、本計画は、2020年頃の江戸川区の将来都市像及び基本目標を掲げる基本構想と、基本構想を実現するための基本計画（平成14年度から平成23年度）を示す、江戸川区長期計画『えどがわ新世紀デザイン』と方向性をともにしています。

[計画の性格]



3 計画の期間と見直し時期

本計画は、平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 5 年間を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とする 10 年間を計画期間とします。

後期計画については、計画の進捗状況、社会情勢、区民の意見等を踏まえ、平成 21 年度までに必要な見直しを行った上で、策定を行うこととなります。

[計画期間と計画の見直し時期]

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画									
				▼ 見直し	後期計画				

4 計画策定のための取り組み

(1) 子ども家庭実態調査の実施

江戸川区では、子育て家庭の生活実態等を把握するため、平成15年1月に、未就学の子どもがいる保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

また、本計画の策定に必要な資料を得るため、平成16年5月に、小学生までの子どもがいる保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

これらの調査によって明らかになった課題や区民の意見は、計画の施策の取り組みの方向性や子育て支援・保育事業の目標事業量を検討するための資料として活用しています。

[子ども家庭実態調査の概要]

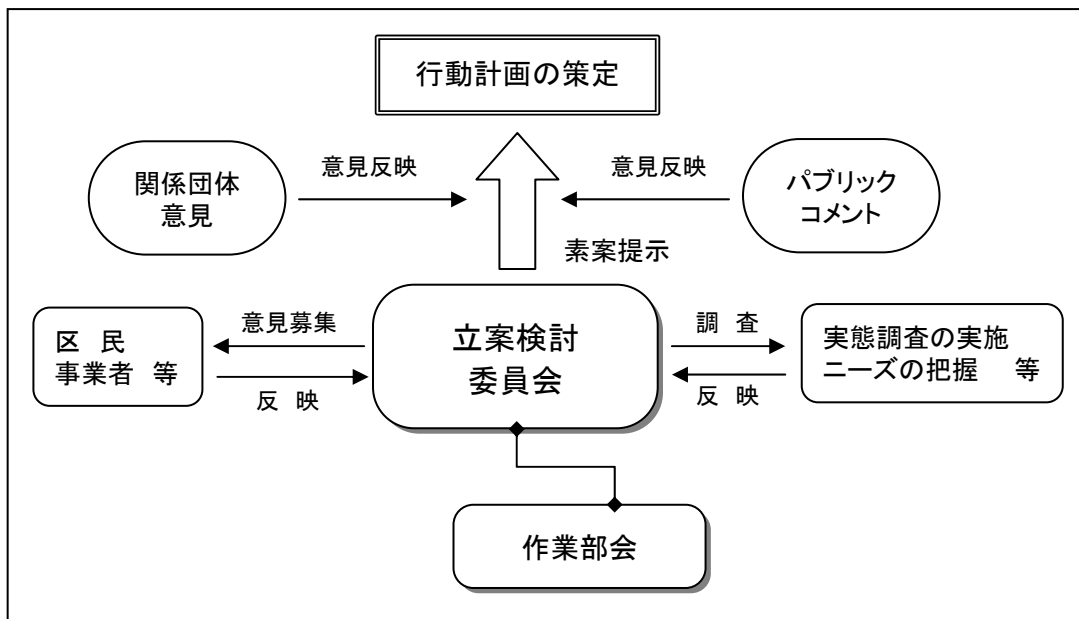
調査の種類	調査対象者	調査方法	調査期間	対象者数・回収状況
①H15年乳幼児保護者調査	0～6歳の未就学の子どもがいる保護者	郵送配付・訪問回収	平成15年1月	対象者数：3,000人 有効回収数：2,754人 有効回収率：91.8%
②H16年乳幼児保護者調査	0～6歳の未就学の子どもがいる保護者	郵送配付・訪問回収	平成16年5月	対象者数：2,000人 有効回収数：1,852人 有効回収率：92.6%
③H16年小学生保護者調査	小学生の子どもがいる保護者	郵送配付・訪問回収	平成16年5月	対象者数：1,500人 有効回収数：1,344人 有効回収率：89.6%

(2) 計画の策定体制

「江戸川区次世代育成支援行動計画」の策定にあたっては、庁内の9部1委員会からなる「江戸川区次世代育成支援行動計画策定立案検討委員会」を設置し、計画の内容等の協議を行っています。

また、次世代育成支援に対する区民や関係団体の意見を把握するため、ホームページ等による意見募集、関係団体等へのヒアリング調査等を行い、計画への反映を図っていきます。

[計画の策定体制]



[立案検討委員会における検討内容]

第1回	平成 15 年 11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> 立案検討体制と計画策定スケジュールについて 次世代育成支援に関する事業調査について
第2回	平成 16 年 4 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定ニーズ量算定のためのアンケート調査について 区民意見、団体意見の一般募集について
第3回	平成 16 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体の意見の聞き取りについて
第4回	平成 16 年 11 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> 「江戸川区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ」について

[ホームページ等による区民・団体意見募集の概要]

募集期間	平成16年6月1日～6月30日
募集方法	ホームページへの書き込み、郵送、ファックス、区役所への持参など
募集結果	・区民意見 14件 ・団体意見 11件
結果詳細	24ページを参照

[関係団体等へのヒアリング調査の概要]

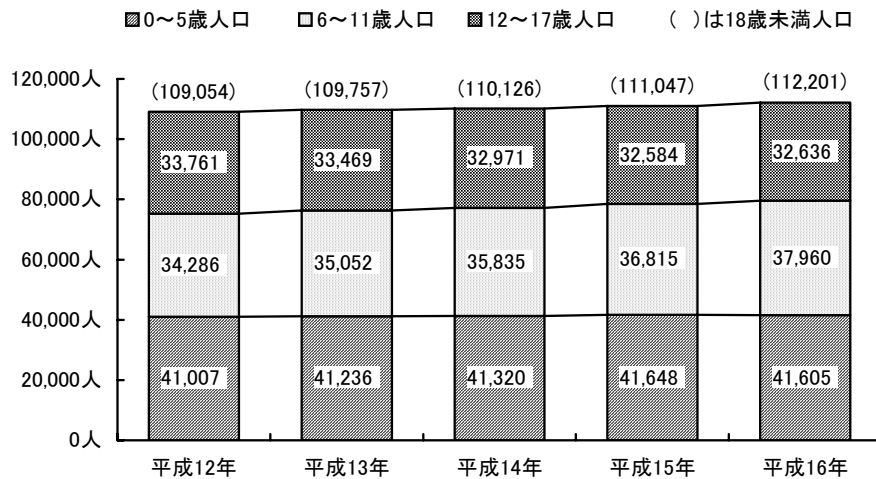
実施時期	平成16年6月～10月
実施団体	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連団体等 21団体 ・健康づくり団体等 6団体 ・教育関連団体等 11団体 ・福祉関連団体等 8団体 ・地域団体等 4団体 ・まちづくり関係団体等 4団体 ・環境促進団体 1団体 合計 55団体
結果詳細	25ページを参照

Ⅱ 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 江戸川区の子ども人口の動向

- 江戸川区は、東京 23 区内で最も子どもが多い。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、東京 23 区で第 1 位、全国平均並の水準にある。
- しかし、近年増加し続けてきた 0～5 歳児人口は、出生数の減少等により、平成 16 年は前年を下回っている。

[18 歳未満人口の推移]



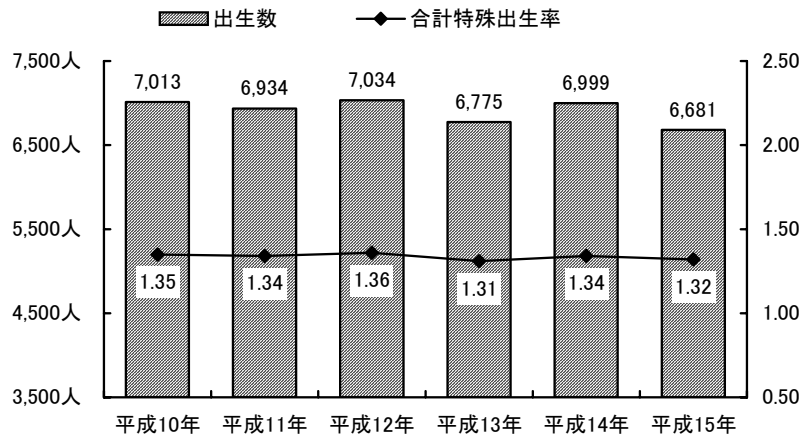
資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）

[18 歳未満人口割合の比較]

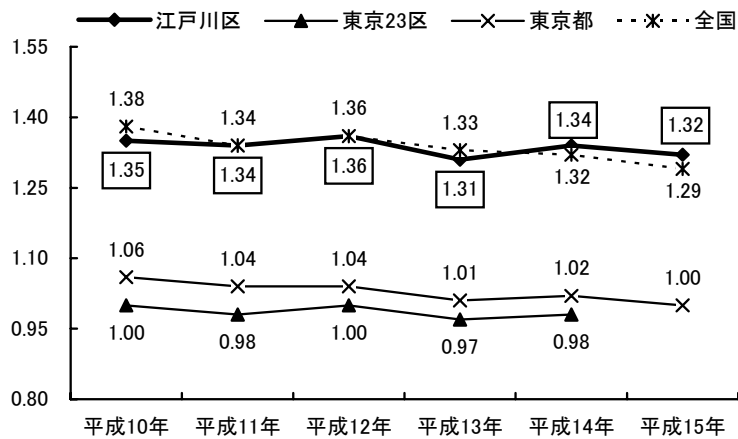
	江戸川区	東京 23 区	東京都
0～5 歳人口割合	6.4%	4.6%	4.9%
6～11 歳人口割合	5.9%	4.4%	4.7%
12～17 歳人口割合	5.1%	4.5%	4.8%
18 歳未満人口割合	17.4%	13.5%	14.4%

資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 16 年 1 月）

[出生数と合計特殊出生率の推移]



[出生数と合計特殊出生率の推移]



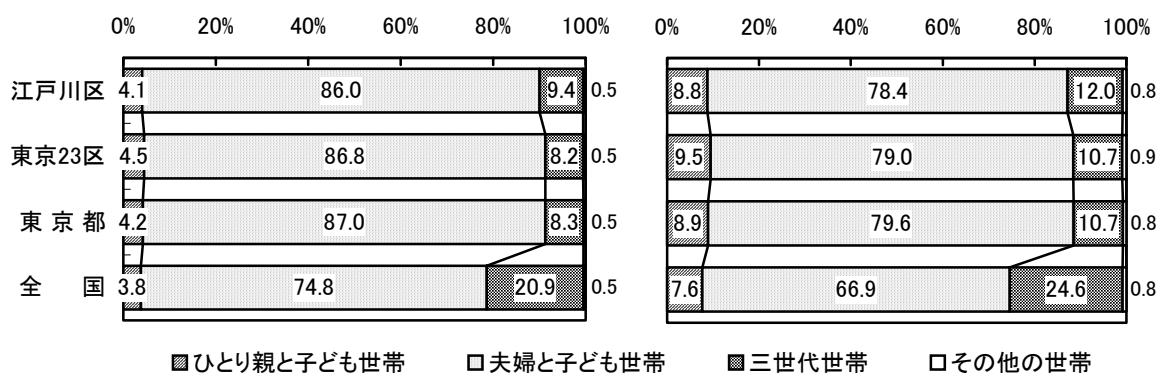
資料：①出生数：住民基本台帳（各年1月～12月）
 ②合計特殊出生率：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
 及び東京都福祉保健局「東京都の衛生統計」

2 江戸川区の子育て家庭像

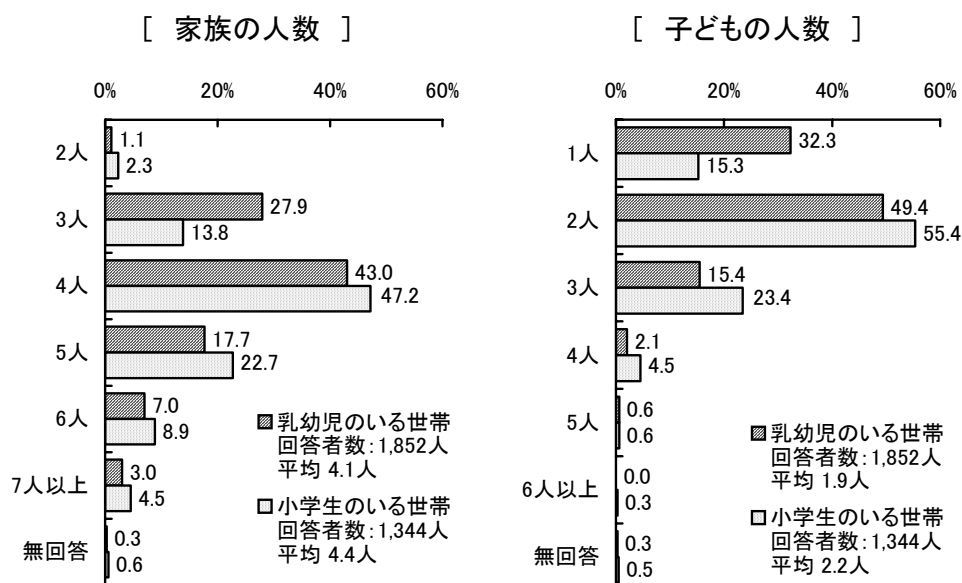
(1) 子育て家庭の状況

- 家族形態は多くが核家族世帯であるが、東京 23 区平均に比べると、若干、三世帯世帯の割合が高い。
- 一世帯あたりの家族の人数の平均は、乳幼児のいる世帯で 4.1 人、小学生のいる世帯で 4.4 人。
- 子どもの人数の平均は、乳幼児のいる世帯で 1.9 人、小学生のいる世帯で 2.2 人。

[世帯形態(左図:6歳未満の子どもがいる世帯、右図:18歳未満の子どもがいる世帯)]



資料：総務省統計局「平成12年国勢調査」

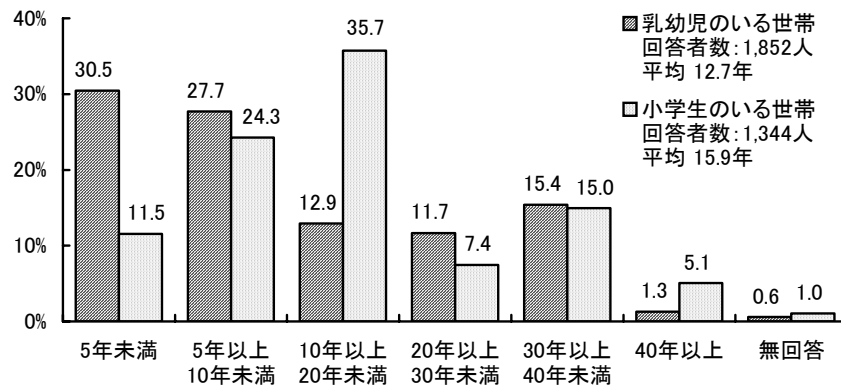


資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

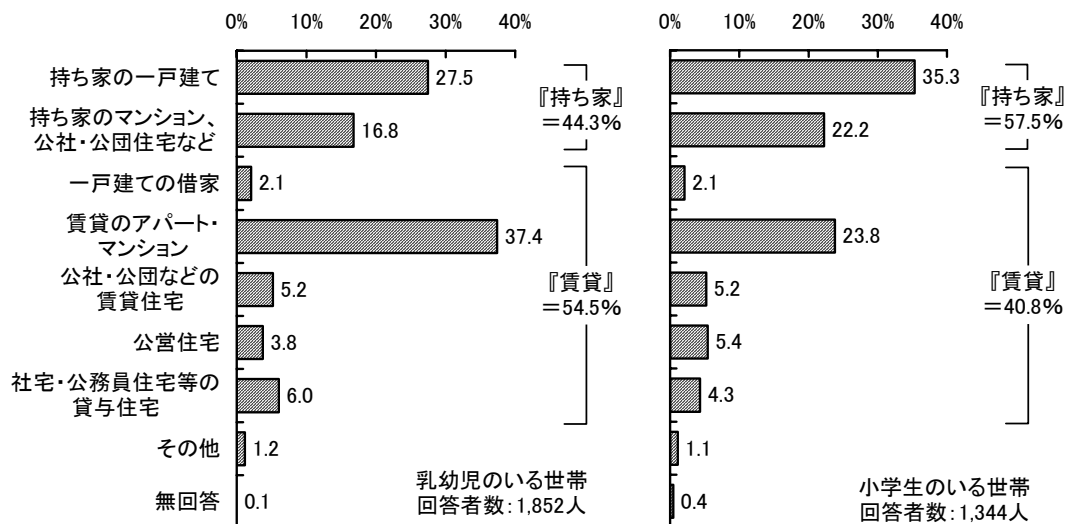
(2)子育て家庭の暮らし方

- 江戸川区に暮らしている年数は、乳幼児のいる世帯で平均 12.7 年、小学生のいる世帯では、乳幼児のいる世帯を 3.2 年上回る 15.9 年。
- 住宅形態は、乳幼児のいる世帯では賃貸のアパート・マンション、小学生のいる世帯では持ち家の一戸建てに住んでいる割合がそれぞれ最も高い。持ち家率は、乳幼児のいる世帯で 44.3%、小学生のいる世帯で 57.5%。

[居住年数]



[住宅形態]

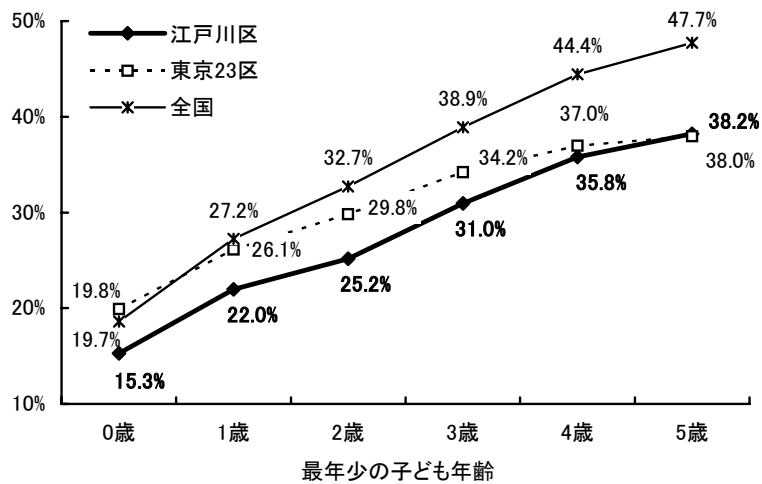


資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成 16 年 11 月）

(3)子育て家庭の働き方

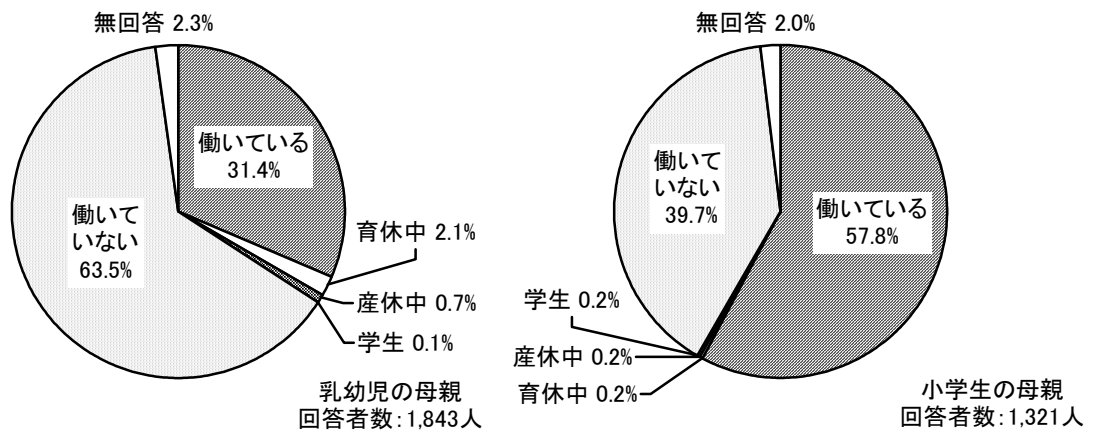
- 江戸川区は、東京23区平均に比べて、出産・子育て期にあたる25～39歳の女性の労働力人口比率、共働き世帯の割合が低い。
- 乳幼児の母親のうち働いている人の割合は31.4%、小学生の母親の場合には57.8%。

[夫婦と子ども世帯における共働き世帯の割合]



資料：総務省統計局「平成12年国勢調査」

[乳幼児・小学生の母親の就労状況]



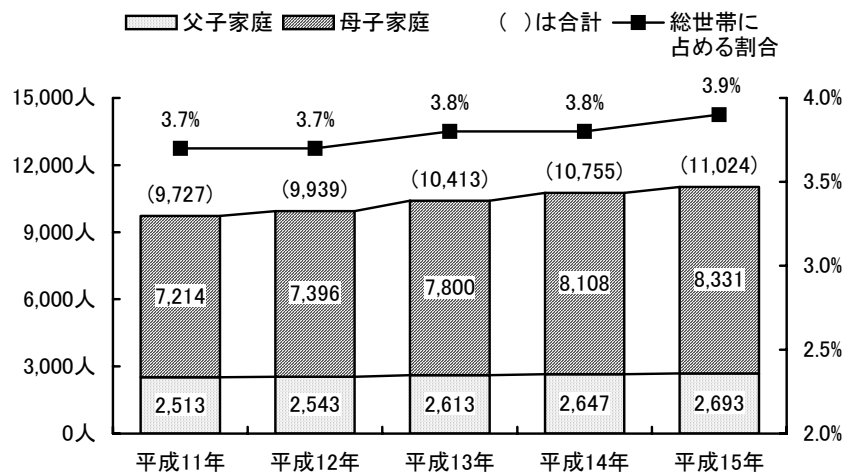
資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

(4) 個別の支援が必要な子どもや家庭の状況

① ひとり親家庭の状況

- ひとり親家庭は年々増加傾向。
- 平成15年の総世帯に占めるひとり親世帯の割合は3.9%、ひとり親世帯の4分の3は母子家庭。

[ひとり親世帯の推移]

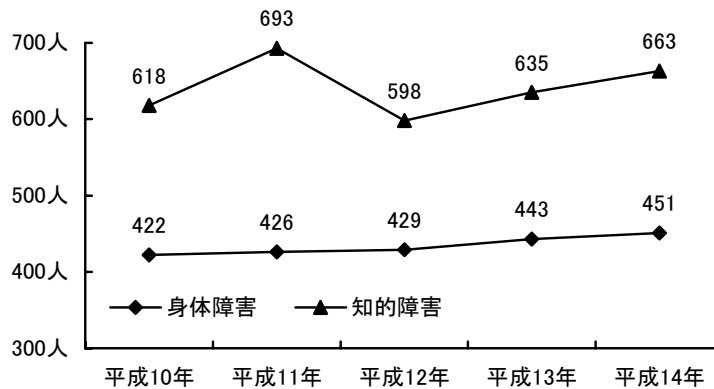


資料：住民基本台帳（各年9月1日現在）

② 障害児の状況

- 障害者手帳の交付状況からみた障害児数は、平成14年度末現在、身体障害児が451人、知的障害児が663人。

[障害児数の推移]



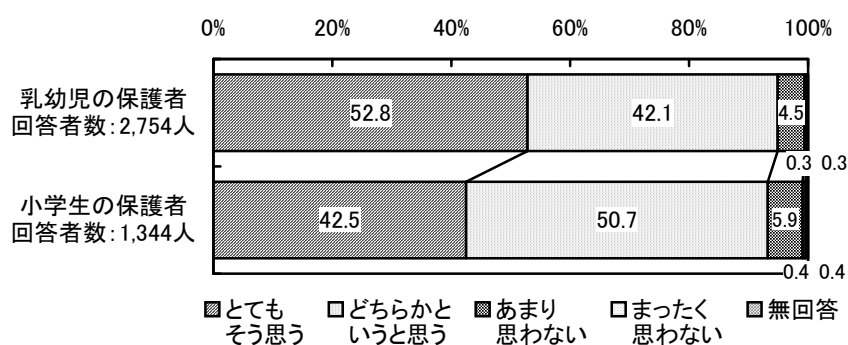
資料：福祉部障害者福祉課（各年年度末現在）

3 実態調査等からわかる子育て家庭の実態と希望

(1)江戸川区の子育て環境に対する評価と居住意向

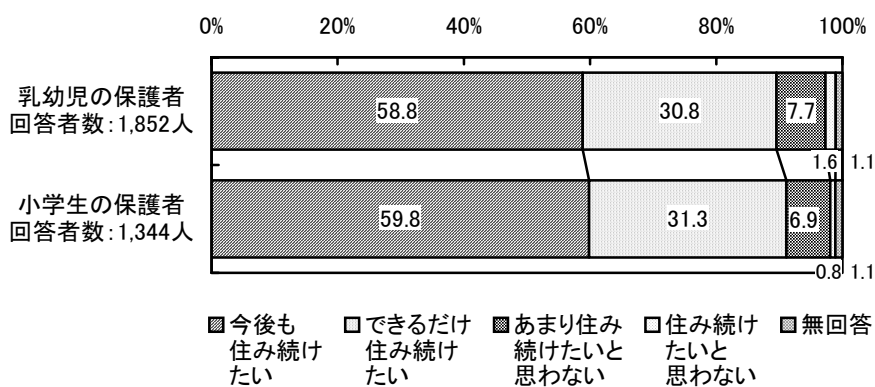
- 乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに9割以上が、江戸川区は子育てしやすい環境だと思う、と評価。
- 今後の居住意向についても9割前後が、江戸川区に今後も住みたいと考えている。

[江戸川区の子育て環境に対する全体評価]



資料：乳幼児の保護者：江戸川区の子育て家庭の実態と子育て環境に関する報告書（平成15年7月）
小学生の保護者：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

[今後の居住意向]



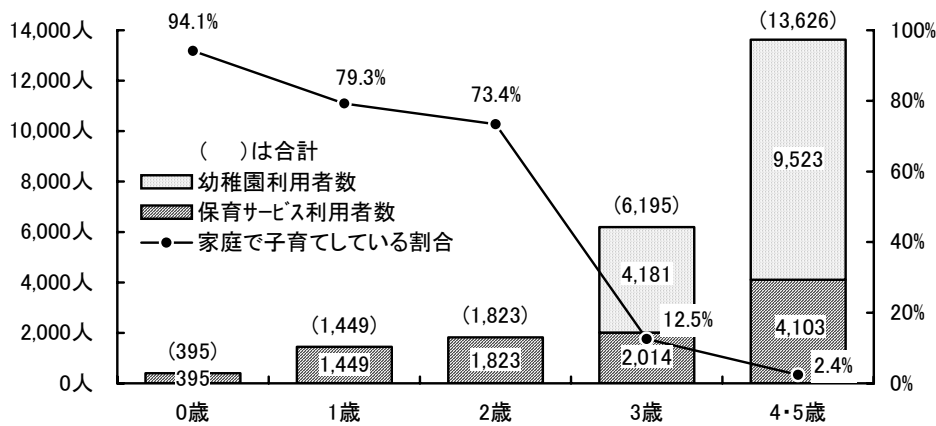
資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

(2) 乳幼児の養育状況と養育に関する希望

① 乳幼児の養育状況

- 0歳児の94.1%は、保育サービスを利用せず、家庭で養育されている。
- 望ましい子育てについて、乳幼児の保護者の6割近くが、3歳位になるまでは子どもを家庭で育てたい、と考えており、77.2%は望ましい子育てができていると回答している。
- 望ましい子育てができている理由は、経済的な理由や仕事上の理由が多数。

[保育サービス・幼稚園利用者数と家庭で子育てしている割合]

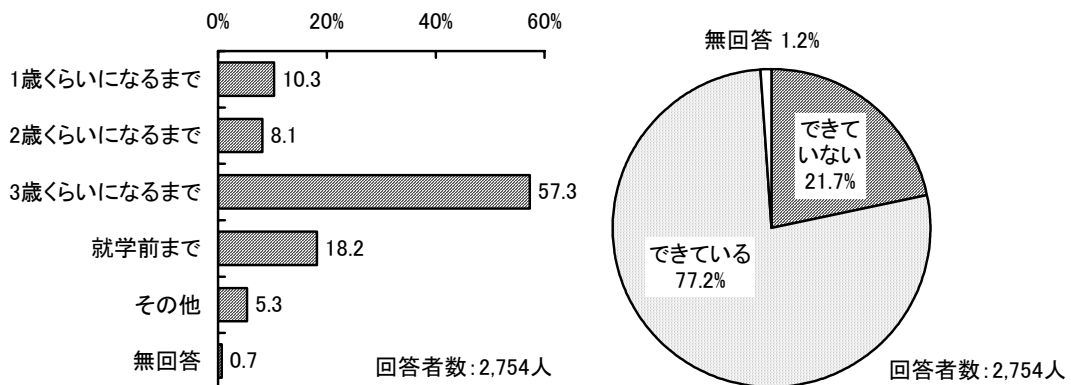


資料：子ども家庭部子育て支援課（保育サービス利用者数は平成16年4月1日現在、幼稚園利用者数は平成16年5月1日現在）

※利用者数は江戸川区民のみ（保育園管外受託児、私立幼稚園の区外からの通園児を除く）

※家庭で子育てしている割合＝年齢別保育サービス・幼稚園未利用者数／年齢別人口
（平成16年4月1日現在、住民基本台帳＋外国人登録人口）

[望ましい家庭保育期間とその実現状況]

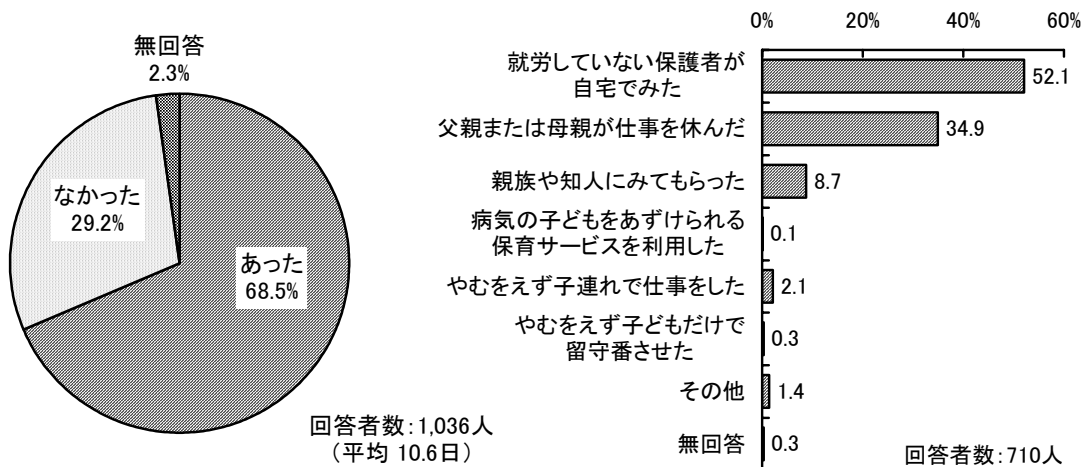


資料：江戸川区の子育て家庭の実態と子育て環境に関する報告書（平成15年7月）

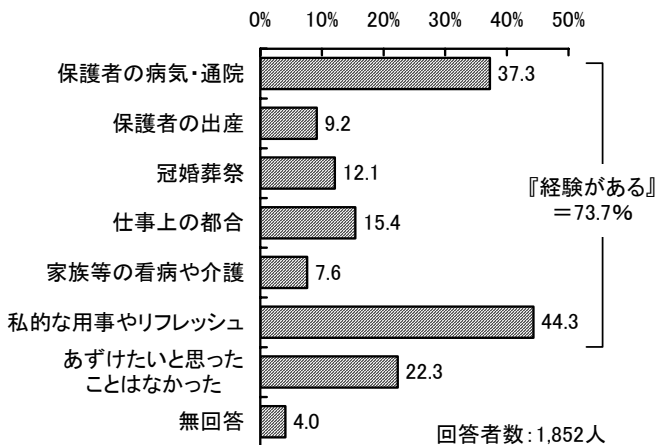
②子育て支援の必要性

- 7割弱が、子どもの病気や病気回復期のために、保育施設や幼稚園を休んだ経験がある。その際の対応は、半数以上が「就労していない保護者が自宅してみた」とする一方、3割台が「父親または母親が仕事を休んだ」と回答。
- 最近1年間に短時間の支援が必要となった経験がある割合は73.7%。私的な用事やリフレッシュのために支援を求める声が4割台で最も多い。
- 最近1年間に数日間の支援が必要となった経験がある割合は27.9%。特に、ひとり親世帯で経験がある割合が約3割と高い。

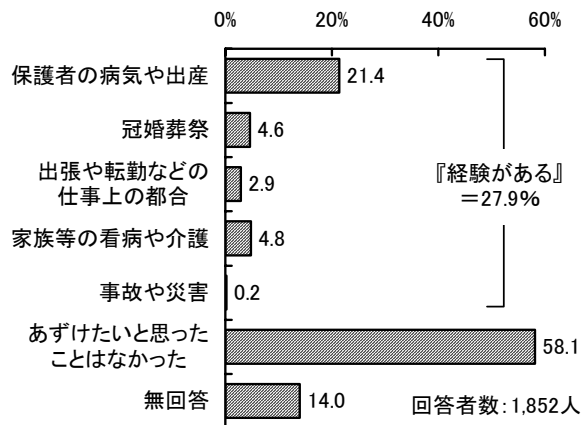
[子どもの病気等により保育施設や幼稚園を休んだ経験とその際の対応]



[短時間の支援が必要となった経験]



[数日間の支援が必要となった経験]

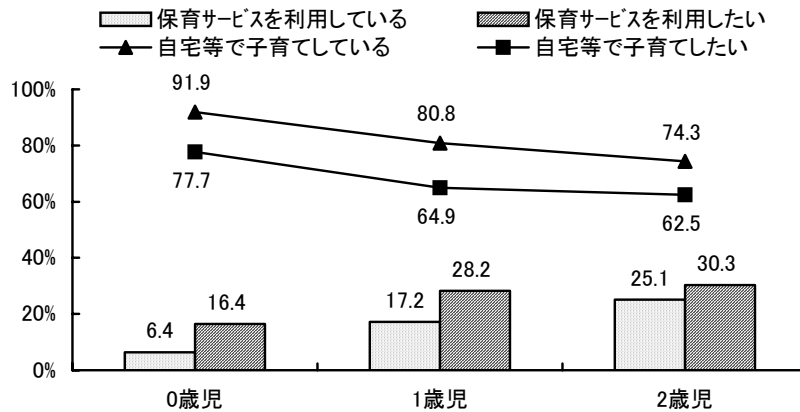


資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

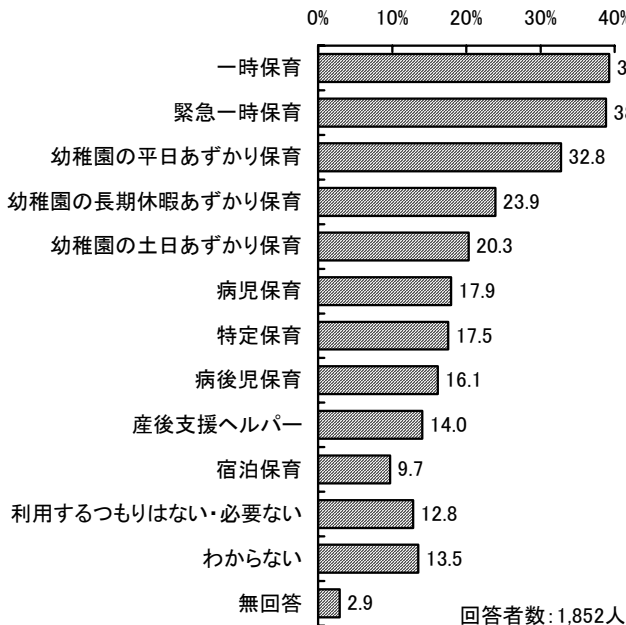
③乳幼児の養育に関する希望

- 0～2歳児の養育に関する希望は、年齢が低いほど自宅等で子育てをしたいという割合が高いが、保育サービスを利用したいという割合は増加している。
- 乳幼児の保護者が利用したい子育て支援サービスは、「一時保育」や「緊急一時保育」に次いで、「幼稚園のあずかり保育」が上位。
- 健康サポートセンターに対しては、「育児支援の情報提供」「友だちづくりの機会、場の提供」などを望む声が多い。

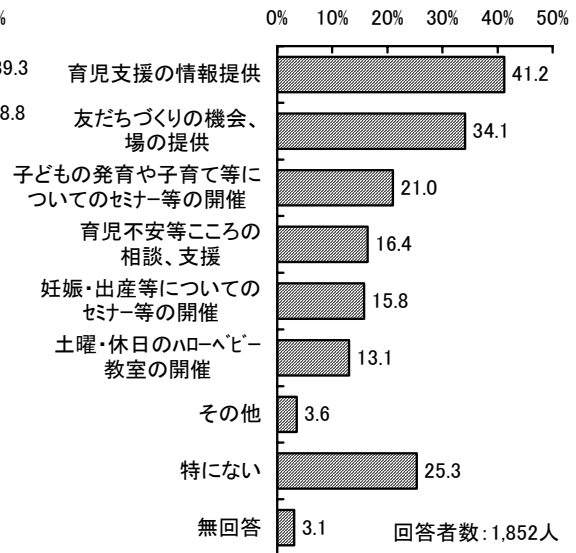
[0～2歳児の現在の養育状況と希望]



[利用したい子育て支援サービス]



[健康サポートセンターに望む支援]



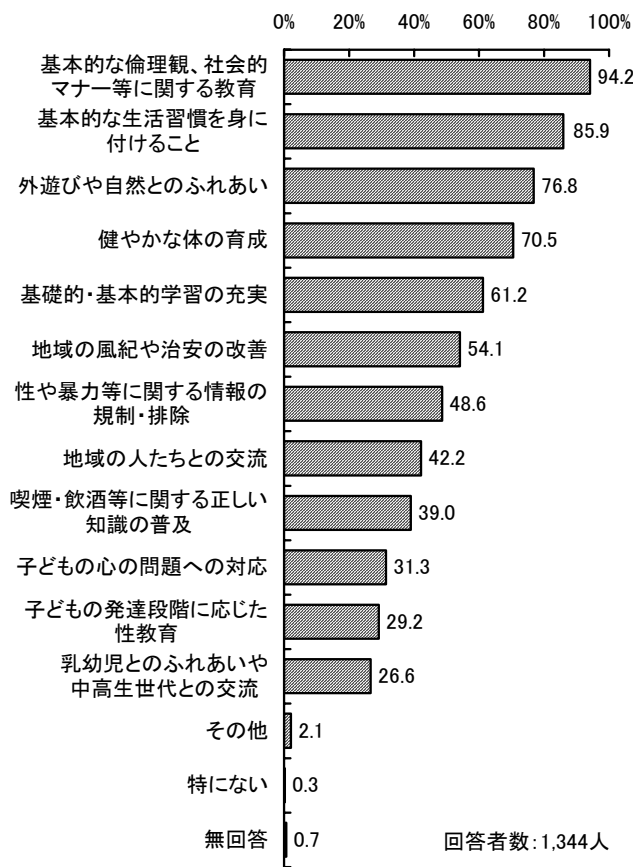
資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

(3) 小学生の育成に関する希望

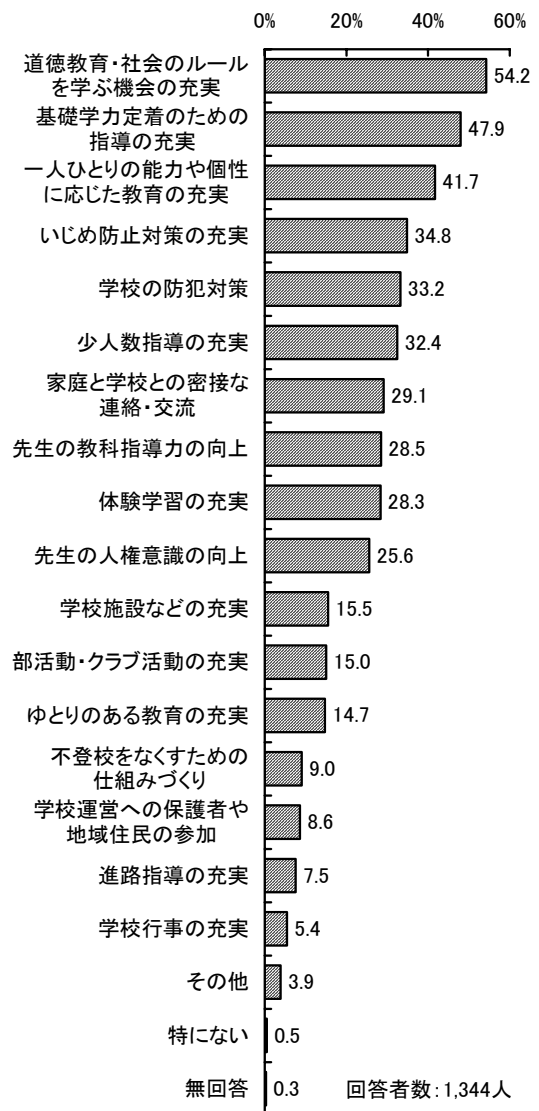
① 子どもの育成に関する意見

- 小学生の保護者が感じる、子どもが健やかに成長していくために重要なことの第1位は、「基本的な倫理観、社会的マナー等に関する教育」94.2%。
- 学校教育や教育環境について力を入れるべきと思うことは、「道徳教育・社会のルールを学ぶ機会の充実」「基礎学力定着のための指導の充実」「一人ひとりの能力や個性に応じた教育の充実」が上位3項目。

[子どもの健やかな成長のために重要なこと]



[学校教育や教育環境に対する希望]

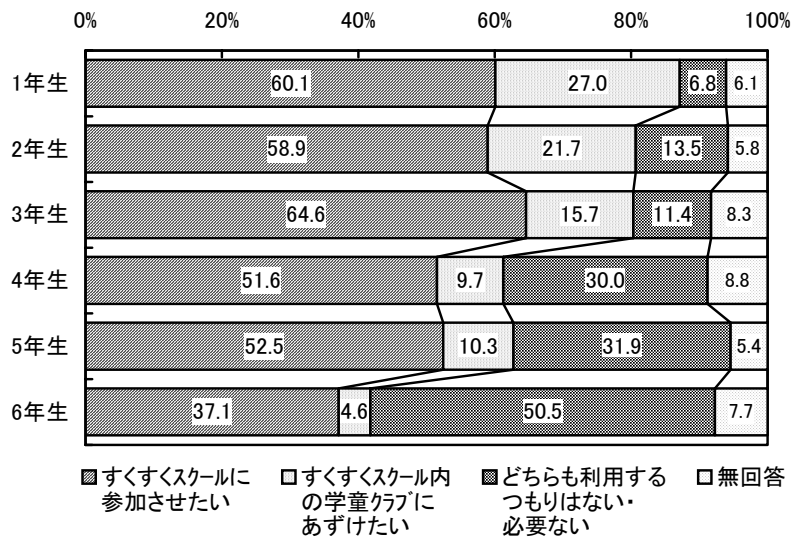


資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

②すくすくスクールの利用希望

- 放課後や土曜日などの、小学校の校庭や体育館、教室などの施設を活用したすくすくスクールの利用希望は高く、1年生から3年生の保護者の8割以上が「すくすくスクールに参加させたい」または「すくすくスクール内の学童クラブにあずけたい」と回答している。
- 4年生から5年生の5割台、6年生においても3割台がすくすくスクールへの参加意向を示している。

[すくすくスクールの利用希望]



調査からは次のような意見もあげられています

- 学校外では安全に遊べる場が少なくなっているのととてもよいと思う
- 行きたい日に行け、帰りたい時間に帰れるので利用しやすい
- 子どもが自由に安全に遊べる場であったらよいと思う
- 高学年でも参加したくなるような企画をしてほしい
- 地域の人との協力により、様々な分野を体験できるようにしてほしい
- 安全面に充分注意し、遊びの中で、異年齢で遊ぶ重要性、リーダーシップ、年長者としての気配りを得られるようにしてほしい
- どのような事業なのかわかりやすく知らせてほしい

など

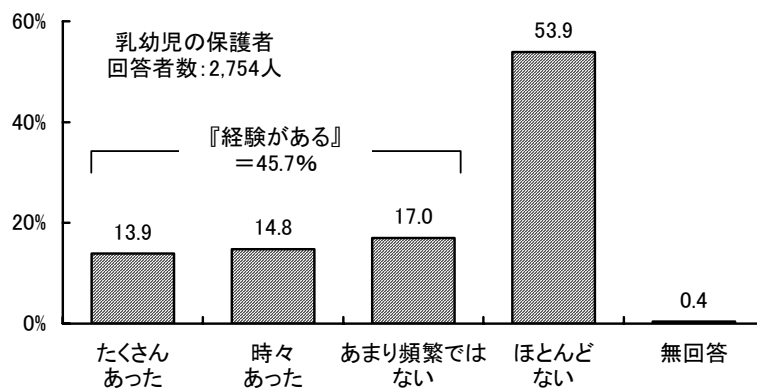
資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

(4) 家庭における子育ての状況と不安や悩み

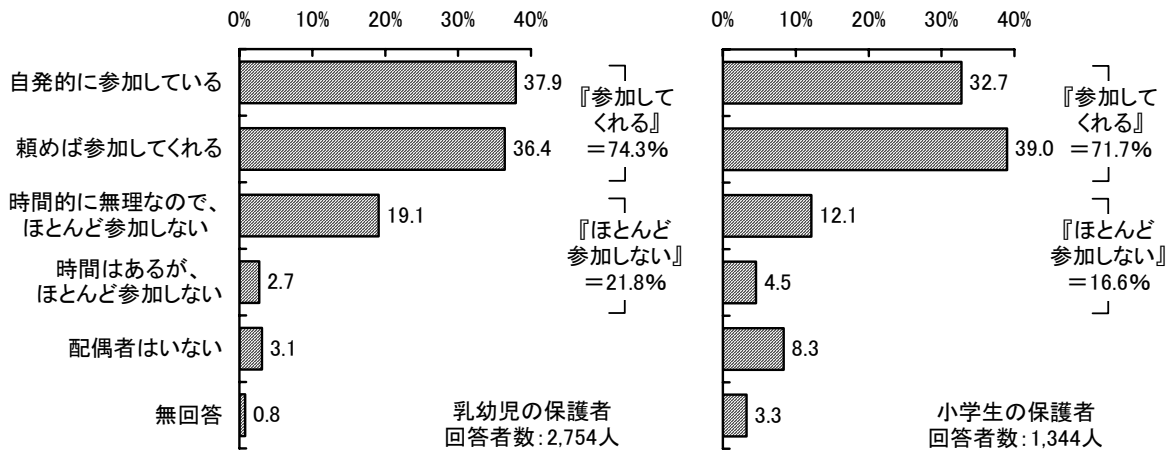
① 家庭における子育ての状況

- 乳幼児の保護者のうち、子どもが生まれる前に、乳幼児（弟や妹を含む）の世話をした経験がほとんどない人が過半数を占め、経験がある人の割合を上回る。
- 乳幼児の保護者、小学生の保護者とも7割以上が、配偶者は子育てに参加してくれると回答している。

[子どもが生まれる前に乳幼児の世話をした経験]



[配偶者の子育て参加状況]

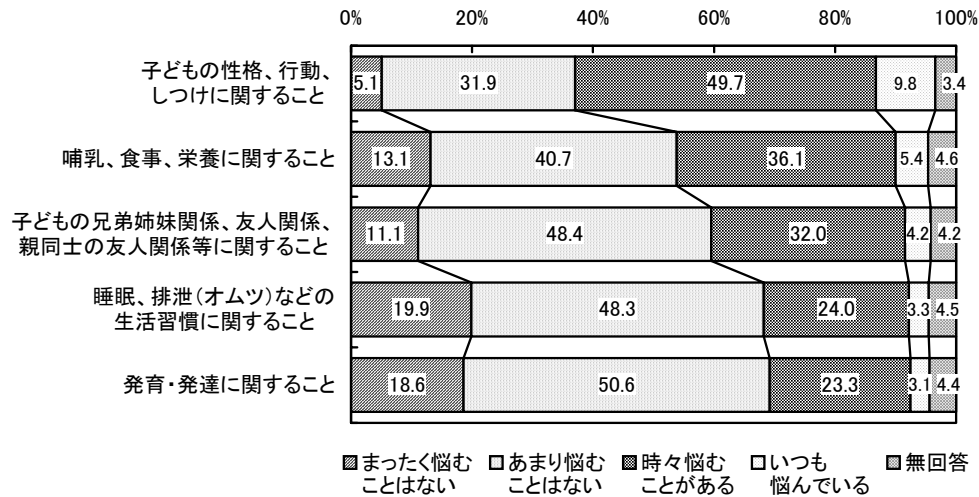


資料：乳幼児の保護者：江戸川区の子育て家庭の実態と子育て環境に関する報告書（平成15年7月）
小学生の保護者：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

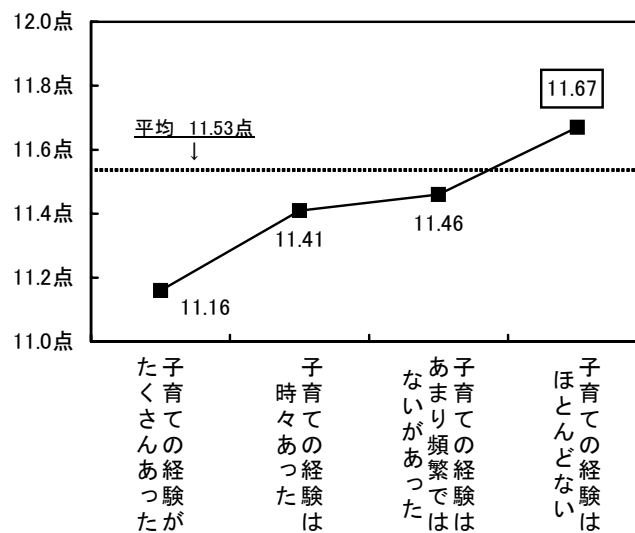
②子育てに関する不安や悩み(乳幼児の保護者)

- 乳幼児の保護者の59.5%が子どもの性格、行動、しつけに関して悩んだことがある。
- 自身の子どもが生まれる前の子育て経験が少ない人ほど、悩みが大きい傾向があらわれている。

[乳幼児の保護者の気がかりや悩みの程度]



[子育て経験別にみた気がかりや悩みの程度]



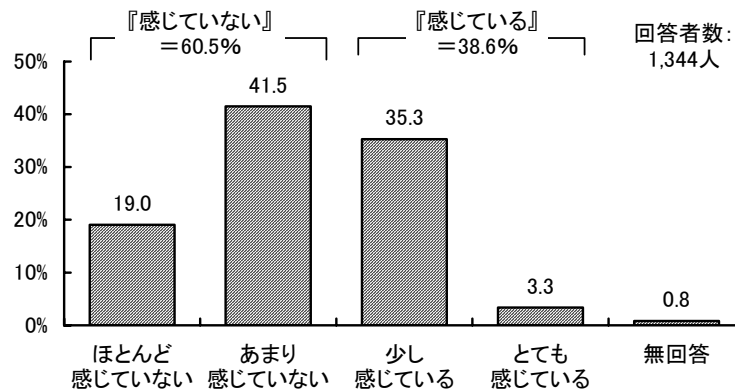
資料：江戸川区の子育て家庭の実態と子育て環境に関する報告書（平成15年7月）

※下図は、上図の5項目について、「まったく悩むことはない」1点→「いつも悩んでいる」4点で得点化し、5項目すべての得点を合計（4点×5項目＝20点満点）して、その平均を子育て経験別に算出したもの

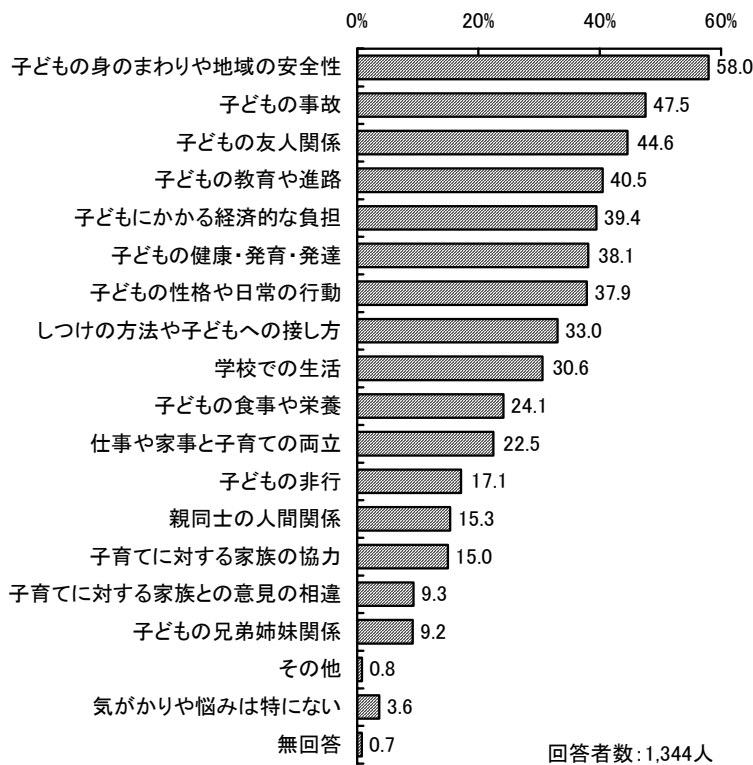
③子育てに関する不安や悩み(小学生の保護者)

- 小学生の保護者においては、4割近くが、家庭でのしつけや教育に自信がもてないと感じている。
- 「子どもの身のまわりや地域の安全性」「子どもの事故」「子どもの友人関係」「子どもの教育や進路」は4割以上からあげられた気がかりや悩み。

[小学生の保護者の家庭でのしつけや教育に関する不安感]



[子育てに関する気がかりや悩み]

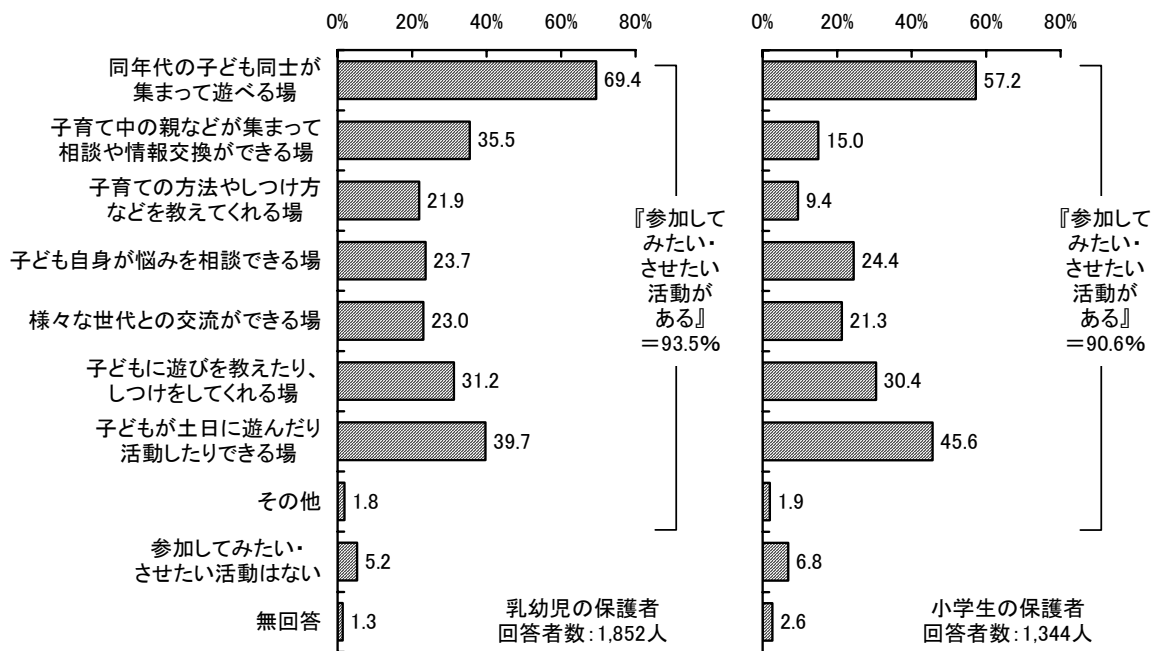


資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

(5) 地域の子育て活動への参加意識

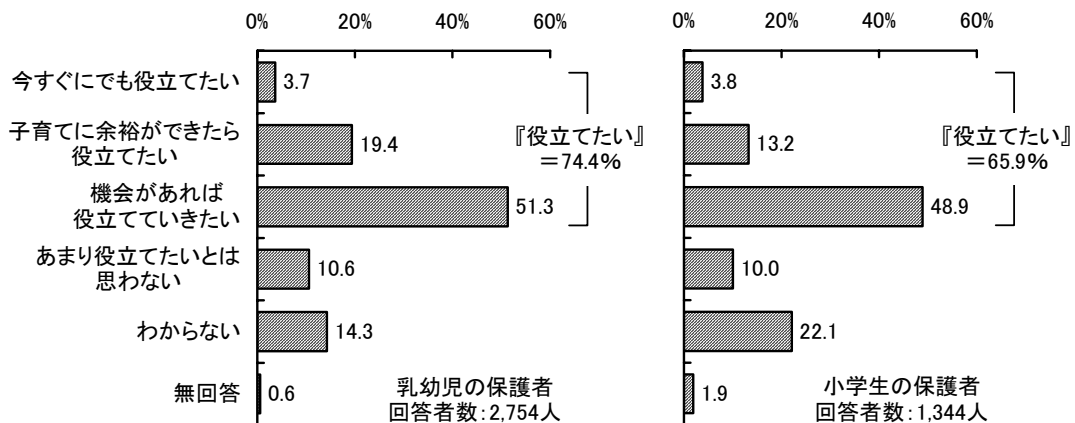
- 地域の子育て活動への参加意向は高く、「同年代の子ども同士が集まって遊べる場」「子どもが土日に遊んだり活動したりできる場」への希望が上位。
- 自らの子育て経験を役立てたいという意向は、乳幼児の保護者の7割台、小学生の保護者の6割台を占める。

[地域の子育て活動への参加希望]



資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

[自身の子育て経験の活用に関する意識]

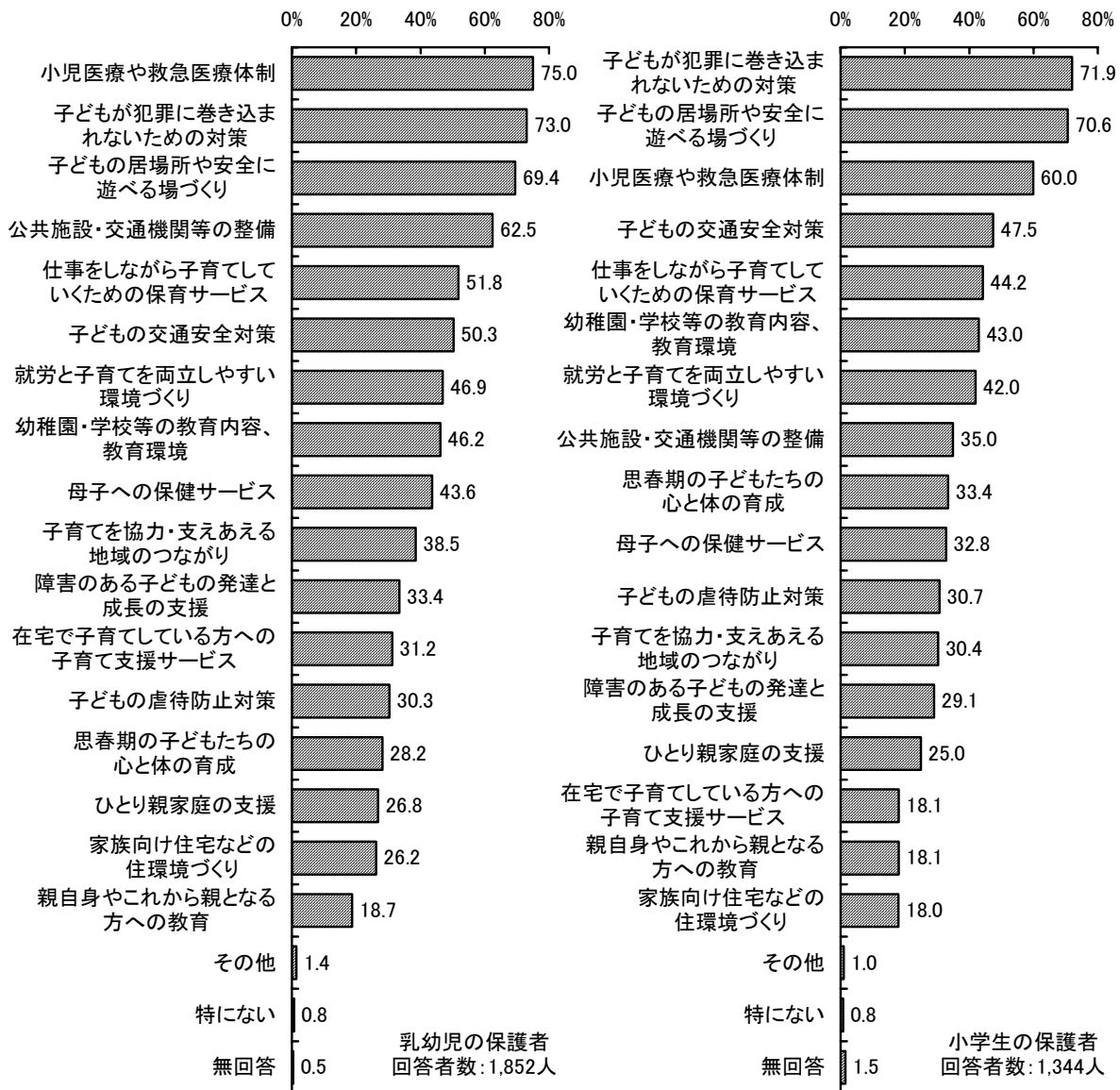


資料：乳幼児の保護者：江戸川区の子育て家庭の実態と子育て環境に関する報告書（平成15年7月）
小学生の保護者：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

(6) 子育て支援施策に対する希望

- 乳幼児の保護者は「小児医療や救急医療体制」「子どもが犯罪に巻き込まれないための対策」への希望が7割を超える。
- 小学生の保護者では「子どもが犯罪に巻き込まれないための対策」「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」への希望が7割を超える。

[充実すべきと思う子育て支援施策]



資料：江戸川区次世代育成支援のための基礎調査報告書（平成16年11月）

4 ホームページ等によせられた区民・団体意見の概要

(1) 区民意見の概要

計画の策定の方法に関する意見	4件
子育て支援サービス・保育サービスに関する意見	4件
子育て（家庭教育など）に関する意見	3件
経済的な支援に関する意見	2件
学校教育に関する意見	1件
合 計	14件

(2) 団体意見の概要

公園・プレーパークに関する意見	2件
保育園の充実に関する意見	2件
環境教育に関する意見	1件
学童クラブの充実に関する意見	1件
子育てひろばに関する意見	1件
食育に関する意見	1件
子育て・子育て支援のあり方に関する意見	1件
協議会の設置、保育室や認証保育所等に関する意見	1件
保育サービスや子育て支援サービスの充実、親子の学びの場の提供等に関する意見	1件
合 計	11件

5 ヒアリングを実施した関係団体と意見の概要

(1)ヒアリング調査実施団体等

	団体・会議名
子育て関連団体等	ファミリーセンター東京ベアテル
	私立幼稚園協会
	えどがわチャイルドライン（こども電話相談）
	江戸川遊ぼう会（公園ボランティア）
	たんぽぽ共同保育所ほか8園
	江戸川ワークマム（民間団体）
	にこにこ会食会（料理サークル）
	ゆきやなぎプレーパーク小松川の会（公園ボランティア）
	こまつなエコキッズ（公園ボランティア）
	江戸川区学童保育連絡協議会
	社福法人 共生会（母子生活支援施設委託）
	グループおたがいさま（ファミサポサブセンター）
	くらし助け合いの会しあわせ（ファミサポサブセンター）
	私立保育園園長会
	私立保育園保護者連絡協議会
	認証保育所施設長会
	育成室父母の会
	江戸川の保育を考える会（保育園利用者有志）
	江戸川区保育園父母の会連絡会（公立保育園保護者有志）
	保育ママの会
私立幼稚園協会PTA連合会	
健康づくり団体等	乳児健診受診者
	ハローベビー教室受講者
	新生児訪問指導員
	健康サポートセンター子育てボランティア
	（社）江戸川区歯科医師会
	（社）江戸川区医師会
教育関連団体等	江戸川区家庭教育サークル連絡会
	江戸川区青少年委員会
	江戸川区伝統工芸保存会
	江戸川区伝統工芸会
	すくすくスクールサポートセンター関係者
	江戸川区青少年育成地区委員長会

	団体・会議名
教育関連団体等	体育指導委員会
	江戸川区少年団体連合会
	江戸川区青少年問題協議会
	区立小学校PTA連合協議会
	区立中学校PTA連合協議会
福祉関連団体等	江戸川区民生・児童委員協議会
	くすのきクラブ連合会（熟年者団体）
	江戸川区手をつなぐ育成会（障害者団体）
	パオパオくらぶ（心身障害児デイグループ）
	江戸川区肢体不自由児（者）父母の会（障害者団体）
	ちえおくれの子供の将来を実現する会（障害者団体）
	コミュニティ・チャレンジ・メイツ（障害者団体）
	区立知的障害者通所更生施設保護者会
地域団体等	町会・自治会連合会
	婦人の会
	消費者団体連絡会
	青少年育成地区委員会
まちづくり関係団体等	住まいづくり・まちづくり協力員
	松島三丁目まちづくり協議会
	（社）東京都建築士事務所協会江戸川支部
	リハビリ自主グループ意見交換会
環境促進団体	江戸川環境緑化推進協力会

(2)ヒアリング調査結果の概要

子育て・保育に関する意見	179件
母子保健・小児医療に関する意見	37件
教育・健全育成に関する意見	57件
安全・安心なまちづくりに関する意見	23件
就労環境に関する意見	9件
特別な支援が必要な家庭に関する意見	21件
その他の意見	8件
合 計	334件

6 今後の取り組みにむけた課題

江戸川区の子育て家庭の実態や調査等からあげられた区民の意見から、今後の取り組みにむけて、次のような課題がみえてきます。

■ 子育て支援施策の充実

子育て家庭の多くが核家族世帯であり、また特に0～2歳の低年齢児は家庭で養育されている場合が多いことから、働きながら子育てしている人を支援するための保育サービスの充実とあわせて、家庭で子育てをしている人のストレスや不安を解消するための各種子育て支援施策の充実を図る必要があります。

■ 子育て支援施策の充実

次代を担う子どもたちが豊かに育つよう、子ども自身の育つ力を育成するための多様な場・機会の充実、教育環境の整備等をすすめていくことが重要です。

■ 家庭の子育て力・教育力の向上

親が子育てに自覚と自信をもてるよう支援していく、という視点も欠かせません。子育てを経験するチャンスや、親としての役割や子どもとの関わり方について学習する機会を充実させていくことが、子育て力・教育力の向上につながる大切なポイントといえます。

■ 地域ぐるみの子育て支援施策の展開

地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支えていくために、子育てや教育の担い手となる地域の人材の育成、身近な地域での交流等の場づくりなど、地域の子育て力・教育力を育成し、協働して子育て支援施策を展開していくことが重要です。

■ 子育てをしやすい環境の整備

子育て環境に対する評価は高いものの、今後は特に、子どもの安全の確保に視点をおいたまちづくりが求められています。

Ⅲ 計画の基本的な枠組み

1 計画の基本理念

子どもは未来を担う宝です。江戸川区においては、子どもが夢をもち、個性や能力を伸ばし、自主性、自律性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育っていくことが大切であるとの視点から、長期計画の中で「未来を担う人づくり」を区の主要な施策の1つに掲げ、子どもたちの健全な育成と子育て支援に取り組んできました。

本計画においては、この理念をさらに具体化し、家庭・地域・区が力をあわせ、「共育」「協働」のもと、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、夢をもって豊かに育つまちにしていくために、次世代育成支援対策を推進する上での基本的な考え方として、次のような基本理念を掲げます。

◆ 基本理念

子どもを共に育て
子どもと共に育つまち えどがわ

2 基本方針

基本理念のもと、次の5項目を基本方針として設定し、総合的な計画の推進に取り組みます。

◆ 基本方針

基本方針1 自信をもって子育てができるまちをめざして

地域の子育て支援サービスを充実し、子育てをしているすべての家庭が、自信をもって子育てができるよう支援します。また、男女がともに子育てのすばらしさをわかちあえる環境づくりをすすめます。

基本方針2 母と子が心身ともに健康なまちをめざして

母親・これから母親となる人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援するとともに、乳幼児期から青少年期まで、すべての子どもの心とからだの健康づくりを推進します。

基本方針3 子どもの豊かな成長を育むまちをめざして

次代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、人間性豊かに育つことができる場や機会づくり、教育環境の整備をすすめます。また、家庭や地域の教育力を高め、地域全体で子どもの育ちを支えていきます。

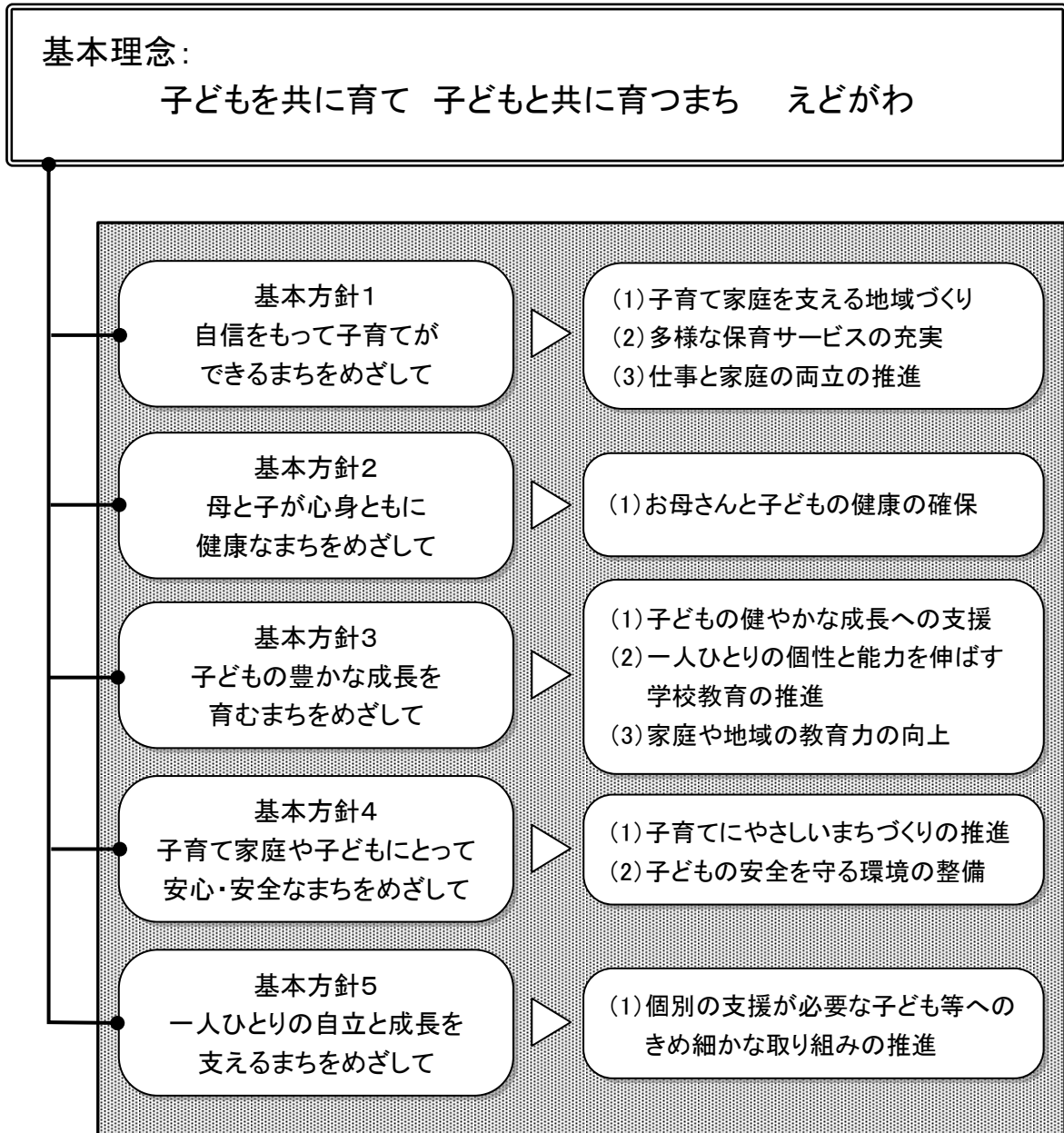
基本方針4 子育て家庭や子どもにとって安心・安全なまちをめざして

子育てにやさしい生活環境・まちづくり、子どもの安全を守るための活動の推進と環境づくりに取り組みます。

基本方針5 一人ひとりの自立と成長を支えるまちをめざして

子どもの虐待防止・再発防止対策、ひとり親家庭や障害児への対応など、個別の支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

3 計画の体系



IV 施策の取り組みの方向性

1 自信をもって子育てができるまちをめざして

(1) 子育て家庭を支える地域づくり

① 地域子育て支援サービスの充実

低年齢児（0～2歳）の多くが、家庭で養育されている江戸川区の特性を踏まえ、親が孤立することなく、楽しく子育てをしていくことができるよう、様々な子育て支援サービスを地域に整備します。

また、平成16年4月に開設した子ども家庭支援センターを核に、区内に6か所ある児童館を地域の子育て拠点として親子の交流の場づくりをすすめるなど、親が親同士の交流や情報交換をしていく中で、子どもへの関わり方や遊び方などを身につけ、地域で支えあっているよう、支援していきます。

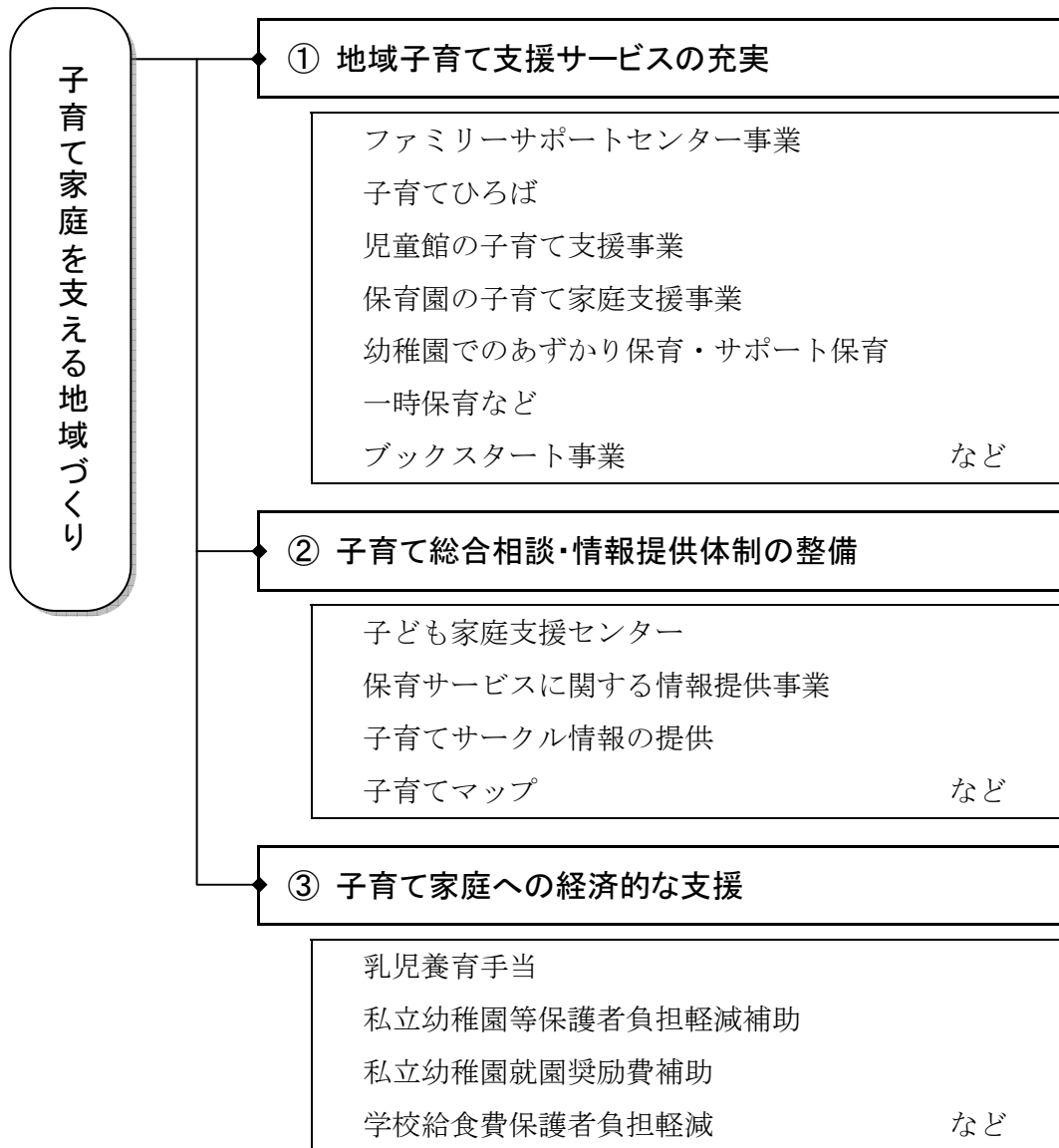
② 子育て総合相談・情報提供体制の整備

子ども家庭支援センターの機能の充実を図り、子どもと家庭を支援するためのネットワークの拠点として、総合相談、子育て情報の一元的な集約と発信、子育てサークルやボランティアの育成や活用など、多様な事業を展開していきます。また、身近なところで子育てに関する情報を得ることができるよう、ホームページや子育てマップ等を活用した、情報提供のしくみづくりをすすめます。

③ 子育て家庭への経済的な支援

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、乳児養育手当、私立幼稚園等保護者への保育料等の補助などの経済的な支援を継続して行います。

施策の柱と施策例



(2) 多様な保育サービスの充実

① 家庭的保育の推進

低年齢期（0～2歳）は健全な親子関係や人間性の基礎を確立するために、家庭的な保育を推進することが大切です。したがって、今後とも、特に0歳児保育については保育ママ制度の充実を図るとともに、子育てグループで保育を支えるシステムの導入にむけた検討をすすめるなど、家庭的な環境を重視した保育を推進していきます。

② 保育施設の充実

保育園の待機児の解消にむけて、既存施設の定員拡大や定員の弾力化のほか、新たな認可保育園の整備等をすすめます。また、多様な保育ニーズにいつでも柔軟に対応できるように、区立保育園への民間活力の導入、認証保育所の設置誘導等による効率的な施設運営を推進していきます。

③ 保育サービスの充実

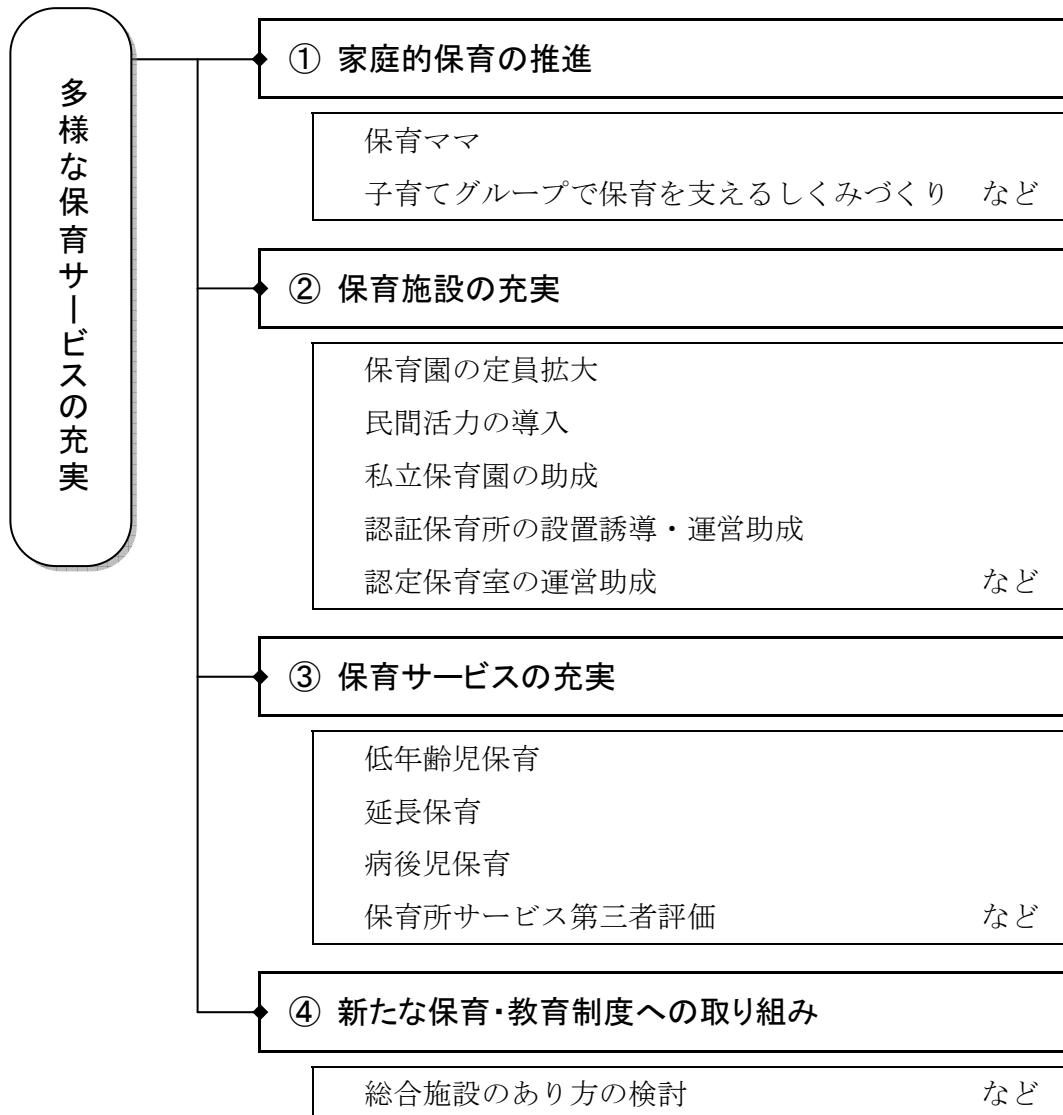
保育内容の充実を図るとともに、延長保育、病後児保育など、多様化するニーズに対応した、区民が利用しやすいサービス提供をすすめていきます。

また、保育サービスの質の向上を図るため、保育サービスに対する第三者評価に取り組めます。

④ 新たな保育・教育制度への取り組み

親の就労の有無や形態にかかわらず、就学前の子どもにとって適切な保育・教育の機会を確保するため、就学前の保育・教育を一体としてとらえた総合施設のあり方について、積極的に検討をすすめます。

施策の柱と施策例



(3) 仕事と家庭の両立の推進

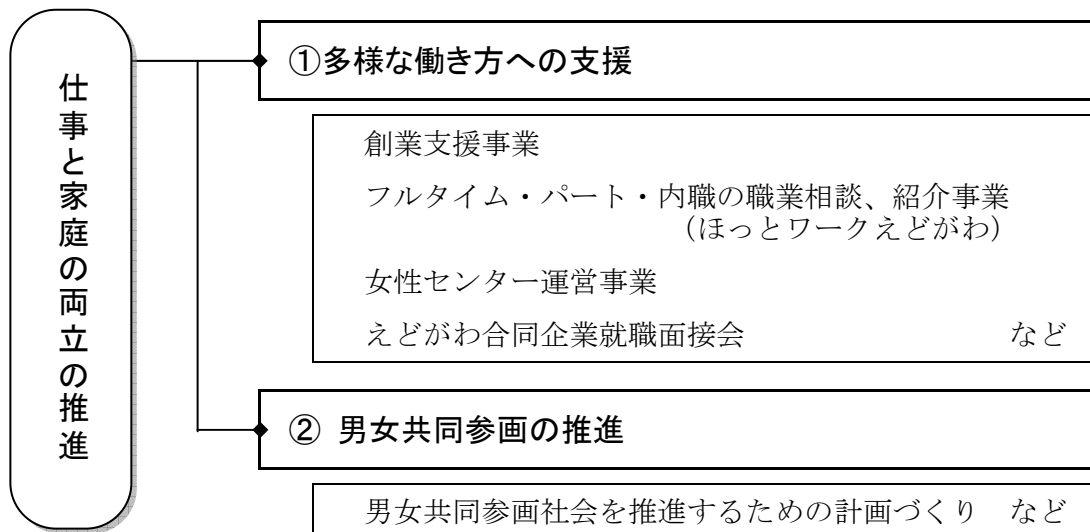
① 多様な働き方への支援

就労に関する情報の提供や相談を充実するとともに、男性、女性を問わず、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、パート労働・派遣労働など多様な働き方の支援、就職・再就職の支援、起業の支援などを行います。

② 男女共同参画の推進

男女が互いに尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、協力して仕事と家事や子育てを担っていくことができるよう、男女共同参画にむけた啓発・教育などをすすめます。

施策の柱と施策例



2 母と子が心身ともに健康なまちをめざして

(1)お母さんと子どもの健康の確保

① 母子保健の充実

各種健康診査、予防接種、ハローベビー教室などを通じた保健指導等の母子保健サービスの充実を図り、母子の健康の確保、疾病や障害の早期発見・早期対応等に努めます。

また、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や情報提供など、親の育児不安の軽減・解消を図るためのきめ細かな支援を行い、地域で安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援していきます。

② 食育の推進

子どもが望ましい食習慣を身につけることができるよう、また、食を通じて豊かな人間性や家族関係を形成していくことができるよう、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供をすすめます。

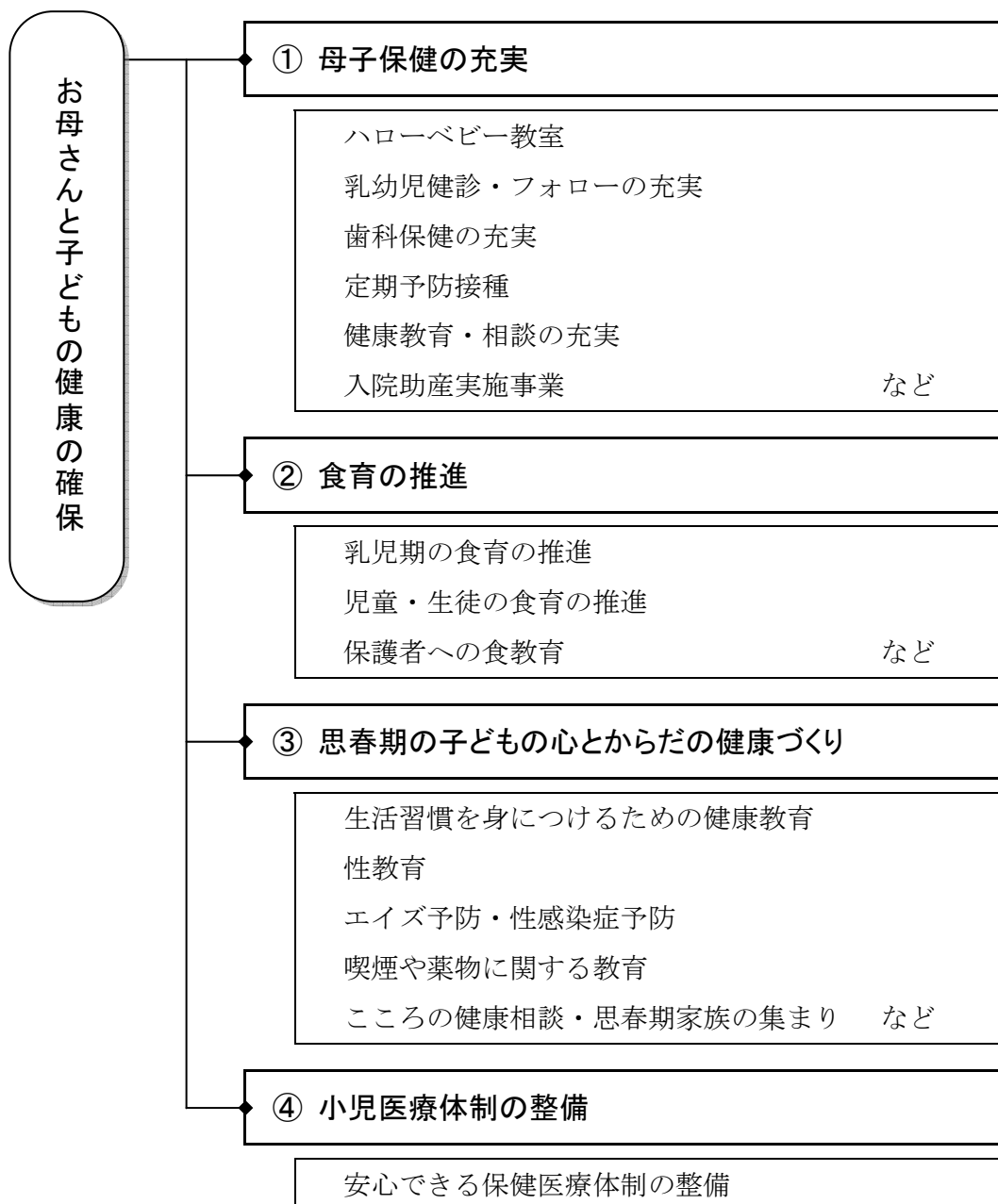
③ 思春期の子どもの心とからだの健康づくり

学齢期や思春期の子どもの心とからだ両面の健康を確保するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物等に関する教育、心の問題に対応するための相談体制の充実を図ります。

④ 小児医療体制の整備

区民が江戸川区で安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、小児医療体制の整備をすすめます。

施策の柱と施策例



3 子どもの豊かな成長を育むまちをめざして

(1) 子どもの健やかな成長への支援

① 子どもの健全育成・遊び場づくり

放課後の小学校への指導員の配置や地域ボランティアの協力により、校庭や教室等を活用した放課後・土曜日の子どもたちの健全育成（すくすくスクール）をすすめます。また、地域の児童館を中学生や高校生等の活動拠点とし、運営への子ども自身の自主的な参加を促しつつ、活動内容の充実を図っていきます。

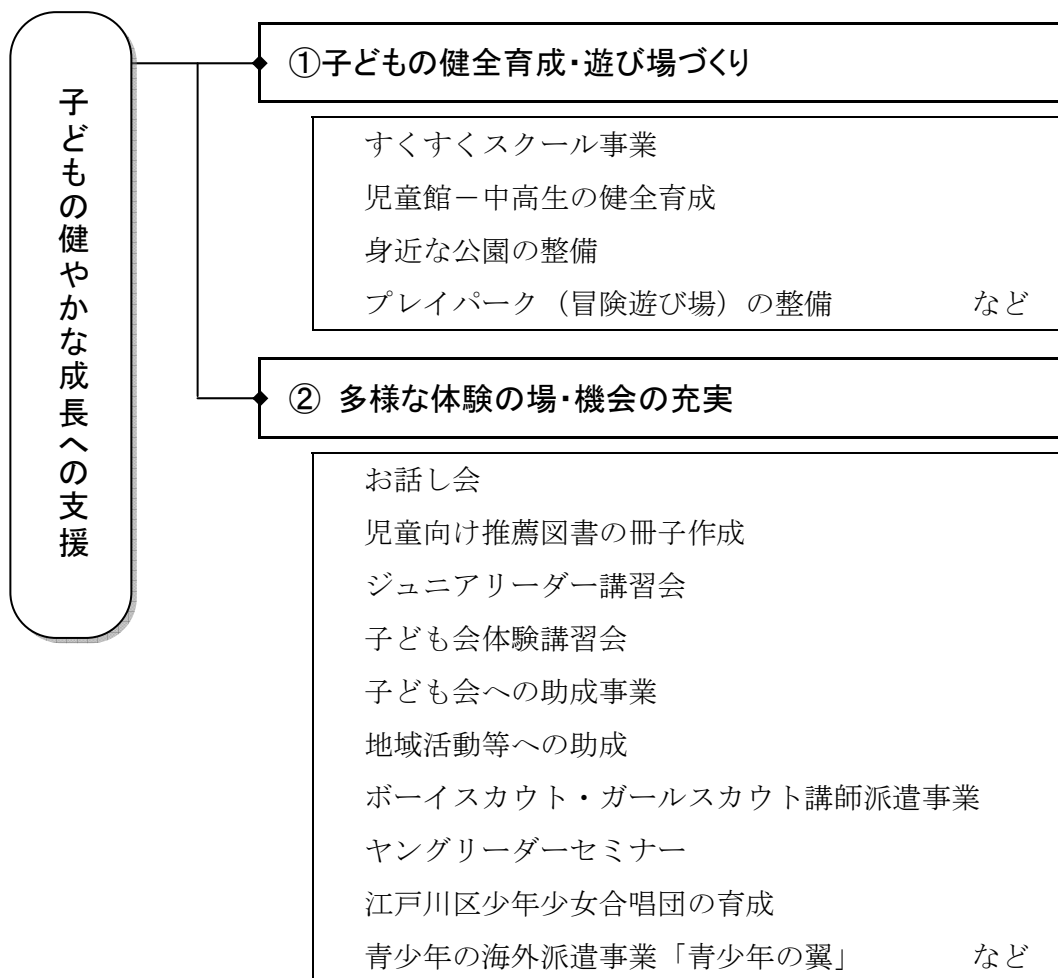
子どもたちがのびのびと遊ぶことができるよう、身近な公園や、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことのできるプレイパーク（冒険遊び場）などを整備していきます。

② 多様な体験の場・機会の充実

子どもたちが健康と豊かな情操を育むことができるよう、野外活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動などへの参加機会の提供・支援をすすめます。

また、青少年がホームステイなどの海外での生活体験を通じて、国際人としての資質や能力を養っていくことができるよう、海外派遣事業を行ってきます。

施策の柱と施策例



(2)一人ひとりの個性と能力を伸ばす学校教育の推進

① 自立心を育む特色ある教育の充実

教育課題実践推進校の設置、各学校における「確かな学力向上推進プラン」の作成、道徳教育の充実等を通して、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び、自ら考える力や豊かな心の育成をめざす教育を推進します。

そのために、教員研修の充実などを通じて教員の資質向上を図ります。

② 教育環境の整備

I Tの整備やバリアフリー化など、新しい時代や教育内容にふさわしい学校施設の整備をすすめるとともに、老朽化のすすんでいる校舎などを、必要に応じて整備・改築していきます。また、保護者や児童・生徒の多様なニーズに応え、学校ごとの情報提供を充実しながら、学校を選択できる制度を導入します。

③ 開かれた学校づくり

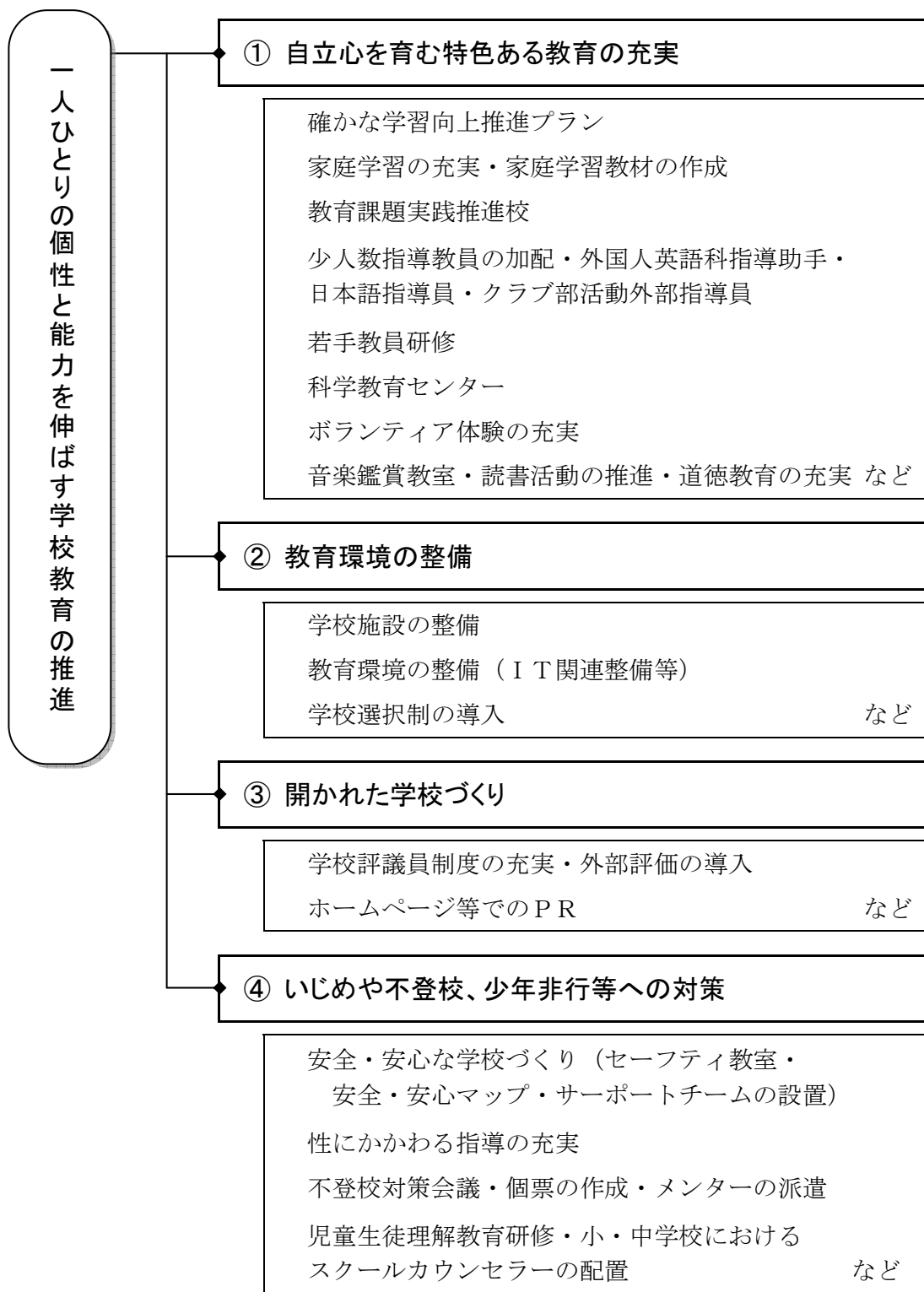
学校教育に対する家庭や地域の意見の反映を図るため、学校公開や学校評議員制度、外部評価などを通じて積極的に開かれた学校づくりをすすめ、家庭・地域・学校が一体となった学校教育の展開を図ります。また、豊富な知識や経験を有する区民やボランティアなどの地域教育力を活用し、地域と共に歩む学校教育を推進していきます。

④ いじめや不登校、少年非行等への対策

いじめや不登校などの様々な課題の未然防止や解決を図るため、スクールカウンセラーの全校配置をすすめ、校内の相談体制の充実を図ります。

児童・生徒の問題行動を予防するため、セーフティ教室を実施するなど、学校と家庭や地域、関係機関が連携して健全育成を推進します。

施策の柱と施策例



(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 親としての学びの場の提供

親になる前から、親としての心がまえ、知識、技術などを学ぶことができるよう、親の役割、子どものしつけ方、子どもとの関わり方などについての学習機会を提供します。

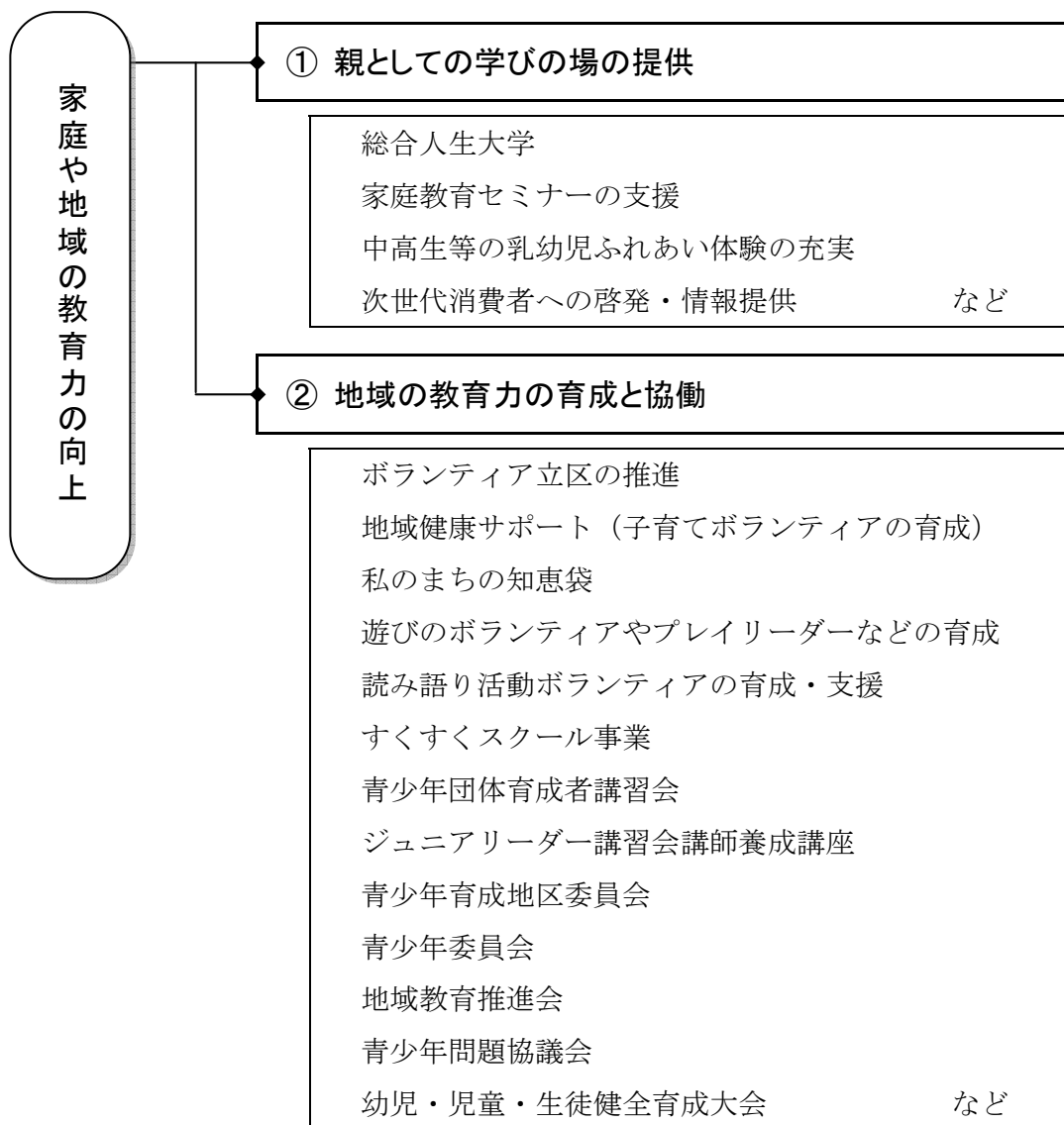
また、兄弟をはじめ年齢の異なる子どもとの交流機会が豊かでない児童・生徒のために、保育園、幼稚園、学校等の協力のもと、保育体験などにより幼い子どもとふれあえる機会の充実を図ります。

② 地域の教育力の育成と協働

豊かな知恵・知識・経験をもつ熟年者など、地域にある子どもを教育する力をさらに高め、地域の大人が、子どもたちのために様々なボランティアとしていっそう活躍できるよう、担い手づくりと活躍の場づくりをすすめ、ボランティア立区の推進を図ります。

近くにいる大人すべてが温かい眼で子どもたちを見つめ、声をかけたり救いの手を差し伸べられるような地域の環境づくりをめざし、地域の子育て支援・健全育成団体の活動の支援や指導者の育成をすすめていきます。

施策の柱と施策例



4 子育て家庭や子どもにとって安心・安全なまちをめざして

(1) 子育てにやさしいまちづくりの推進

① 住宅・居住環境の整備

これから子育てをする世帯や子育て世帯が、ゆとりある住宅を確保することができるよう、ファミリー向け賃貸住宅の質の向上等に取り組みます。また、公園や公園の遊具の安全点検、シックハウス対策等を実施し、良好な居住環境の確保に努めます。

② 子育てバリアフリー環境の整備

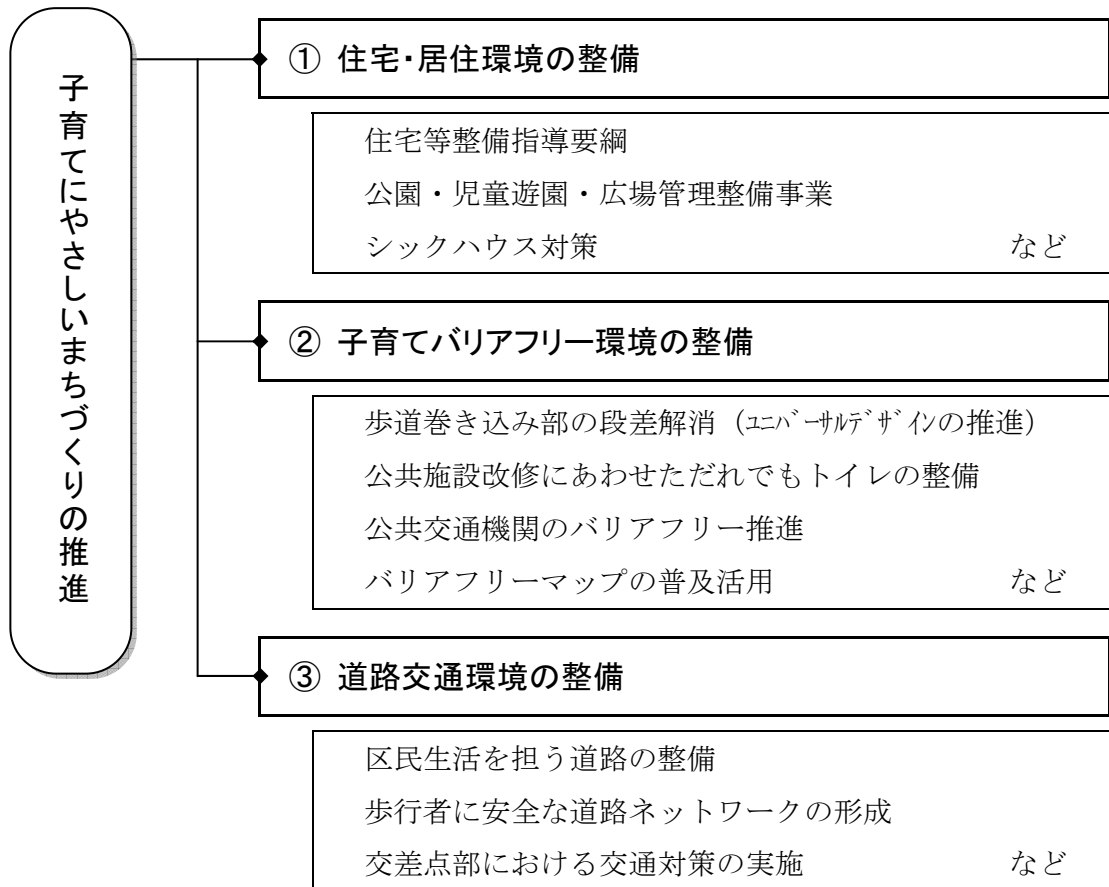
妊産婦、子ども連れの親など、すべての人が安心して外出できるよう、歩道の段差解消や公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。公共交通機関のバリアフリー化においては、より利用しやすい施設の整備を交通事業者に要請していきます。また、バリアフリーマップを普及活用していきます。

③ 道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親などが安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、土地区画整理事業による都市基盤の整備、都市計画道路の整備をすすめます。

また、地域ごとの交通安全の課題に対応するため、歩道のない通学路等の路肩へのカラー舗装、交差点へのすべり止め舗装や特殊舗装等をすすめます。

施策の柱と施策例



(2) 子どもの安全を守る環境の整備

① 交通安全の確保

子どもたちを交通事故から守るため、関係機関との連携のもと、幼児、児童、生徒に交通安全の啓発・教育を推進します。

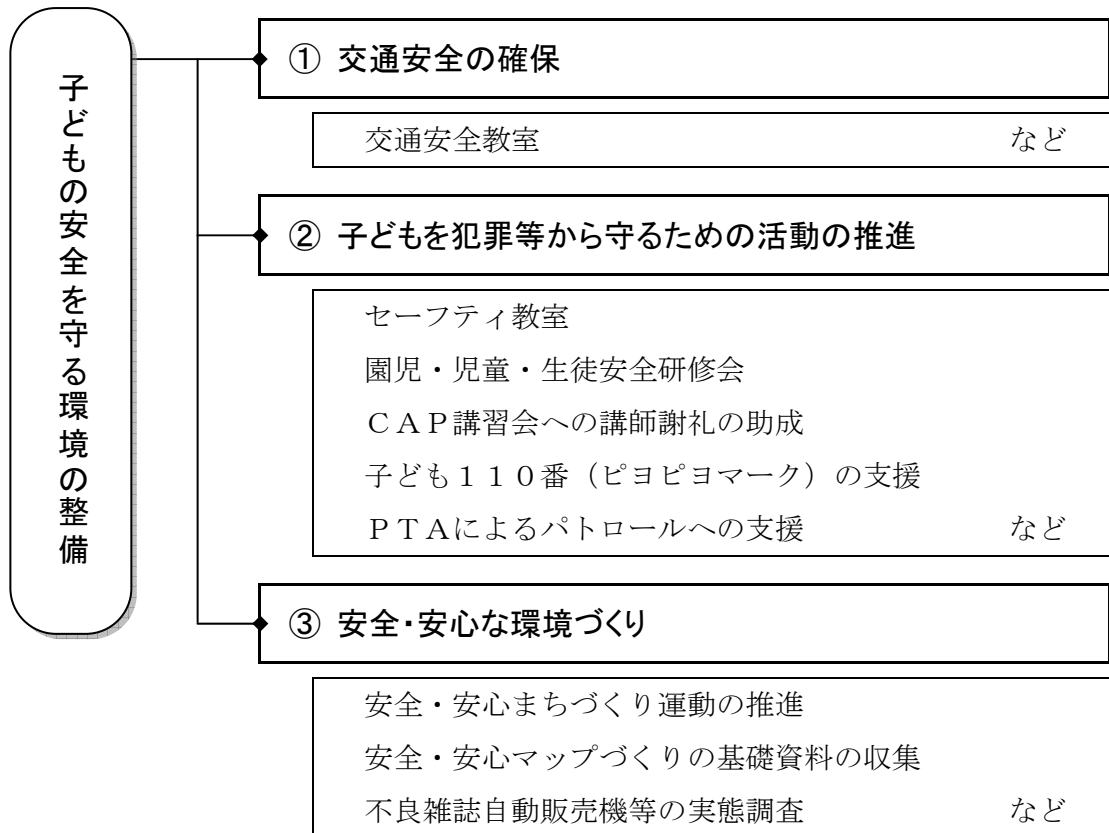
② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯講習のいっそうの充実を図ります。また、子ども 110 番やPTA等による地域パトロール活動等の取り組みを引き続き支援していきます。

③ 安全・安心な環境づくり

「江戸川区安全・安心まちづくり運動大綱」（平成 15 年 8 月）のもと、区民、事業者、区、警察、関係機関が主体的に取り組んでいる安全・安心まちづくりにむけた取り組み相互の連携を深め、総合的な運動を推進します。

施策の柱と施策例



5 一人ひとりの自立と成長を支えるまちをめざして

(1) 個別の支援が必要な子ども等へのきめ細かな取り組みの推進

① 子どもの虐待防止対策の充実

子どもの虐待を未然に防止するため、育児不安等を抱える母親などによるグループミーティングや個別相談を実施し、親子の関係づくりや問題解決につながるよう支援していきます。

また、地域の子どもの虐待防止に関係する機関で構成される「児童虐待防止関係機関ネットワーク会議」及び同会議の下部機関である「実務者ネットワーク会議」の運営を推進し、これらの機関の連携のもと、虐待防止活動の推進と予防啓発事業を推進していきます。

② ひとり親家庭の自立支援

増加するひとり親家庭を支援するため、専門の相談員による相談体制の充実に努めます。また、ひとり親家庭が経済的にも社会的にも自立して生活をしていくことができるよう、就労支援や家事援助サービス等の子育て支援サービス、保育サービスの充実に努めます。

母子家庭に対しては、必要に応じて母子生活支援施設の利用を支援し、自立の促進にむけた生活支援を行います。

③ 障害のある子どもへの支援の充実

障害児の健やかな発達・成長を支援するため、障害児保育・教育の充実、各種在宅サービスの充実に努めます。

教育に関しては、心身障害学級を適正に配置するとともに、通常学級における障害のある児童・生徒の学習支援の充実に努めるなど、障害のある子どもたち一人ひとりの能力や特性を活かせるよう、障害の内容や状態に応じたきめ細かな対応を推進していきます。

施策の柱と施策例

個別の支援が必要な子ども等へのきめ細かな取り組みの推進

① 子どもの虐待防止対策の充実

虐待予防（MCG・個別相談）
児童虐待防止ネットワーク（児童虐待SOS）
民生児童委員・主任児童委員活動
教職員の研修 など

② ひとり親家庭の自立支援

母子自立支援員相談事業
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等
母子家庭就労支援事業
母子福祉生活一時資金貸付事業
母子生活支援施設運営事業
ひとり親家庭休養ホーム など

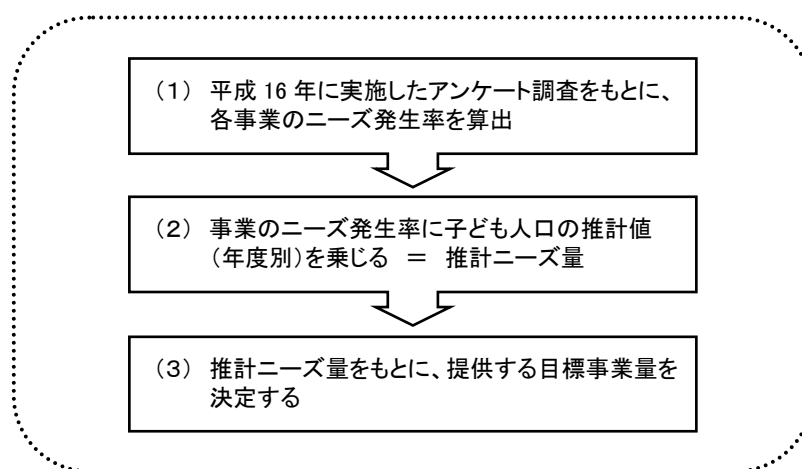
③ 障害のある子どもへの支援の充実

保育園巡回発達相談
障害児居宅介護事業
障害児デイサービス事業
障害児短期入所事業
就学相談事務
障害の内容に応じた教育の推進
フレンドリースクール
放課後の障害児育成事業 など

V 国・都指定事業の目標事業量（暫定値）

1 国・都指定事業の目標事業量の算出方法

国・都が指定する子育て支援・保育事業の目標事業量は、次の方法により算出しています。



2 子ども人口の推計値

江戸川区における平成17年から平成21年の子ども人口は、0～5歳人口は減少傾向にありますが、18歳未満人口全体としては、今後も増加すると見込まれます。

[平成17年から平成21年の子ども人口の推計値]

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0～5歳	41,595人	41,242人	40,859人	40,609人	40,207人
6～11歳	38,722人	39,299人	39,683人	39,969人	40,155人
12～17歳	33,097人	33,734人	34,528人	35,390人	36,345人
18歳未満人口合計	113,414人	114,275人	115,070人	115,968人	116,707人

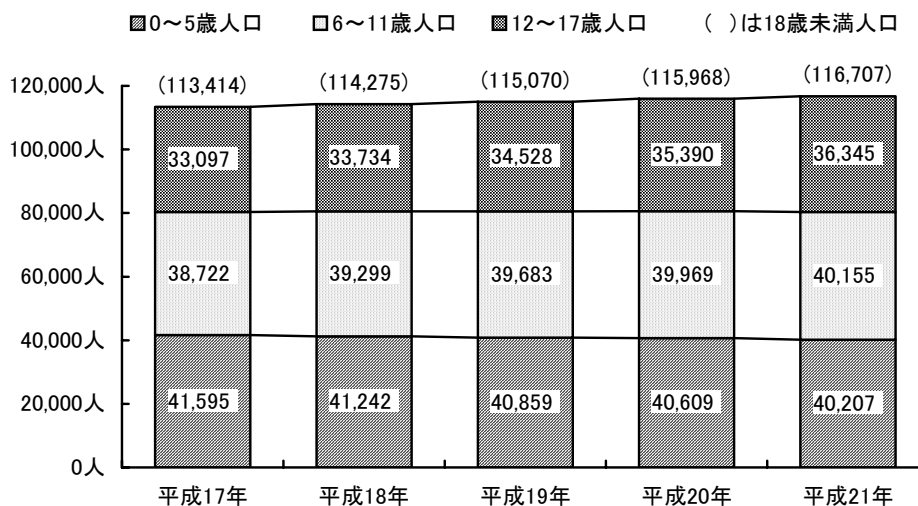
※各年4月1日現在

※住民基本台帳人口及び外国人登録人口をもとに、各年齢ごとにコーホート変化率法により推計

※0歳人口は、平成11年から15年の女性の年齢（15～49歳の5歳刻み）別出生率の平均に、推計対象人口を乗じて算出

※1歳以上人口は、平成13年から14年、14年から15年、15年から16年の各歳別人口変化率の平均を乗じて算出

※人口推計値は、平成16年11月現在の暫定値であり、今後変更される可能性がある



3 推計ニーズ量・目標事業量

以下は、国・都が指定する子育て支援・保育事業の推計ニーズ量及び目標事業量です。
この数値は平成 16 年 11 月時点の暫定値であり、今後変更される可能性があります。

(1) 国指定 14 事業

			現状 (平成 16 年度)	推計ニーズ量 (平成 21 年度)	目標事業量 (平成 21 年度)
1	ファミリー・サポート・センター事業	か所数	1 か所	—	1 か所
2	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	定員数 か所数	0 人 0 か所	5 人 1 か所	2 人 1 か所
3	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	定員数 か所数	0 人 0 か所	0 人 0 か所	0 人 0 か所
4	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(派遣型))	延派遣回数/年	0 回	4,831 回 (定員 17 人)	0 回
5	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	定員数 か所数	0 人 0 か所		6 人 1 か所
6	一時保育事業	定員数 か所数	0 人 0 か所	55 人 11 か所	30 人 6 か所
7	特定保育事業	定員数 か所数	0 人 0 か所	21 人 1 か所	0 人 0 か所
8	地域子育て支援センター(B型) ※1	か所数	0 か所	—	6 か所
9	つどいの広場(C型) ※2	か所数	0 か所	—	1 か所
10	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	定員数(1-6年生) 定員数(1-3年生) か所数	3,732 人 3,589 人 83 か所	4,214 人 3,101 人	必要児童すべて 受け入れ (全小学校で実施)
11	通常保育事業	定員数	9,392 人	9,914 人	9,852 人
	保育ママ	受託児数	404 人	—	454 人
12	延長 保育 事業	1 時間(18:45-19:30)	定員数 か所数	644 人 32 か所	1,331 人 784 人 36 か所
		2 時間(19:31-20:30)	定員数 か所数	25 人 1 か所	282 人 25 人 1 か所
		3 時間以上(20:31以降)	定員数 か所数	0 人 0 か所	0 人 0 人 0 か所
13	休日保育事業	定員数 か所数	0 人 0 か所	159 人	0 人 0 か所
14	夜間保育事業	定員数 か所数	0 人 0 か所	0 人 0 か所	0 人 0 か所

※1：地域子育て支援センター（B型）：子育てひろば事業を特に積極的に実施している児童施設

※2：つどいの広場（C型）：民間事業者等多様な運営主体が実施する子育てひろば事業

(2)都指定 6 事業

			現状 (平成 16 年度)	推計ニーズ量 (平成 21 年度)	目標事業量 (平成 21 年度)
1	子ども家庭支援センター事業	設置年度・ 先駆型への移行	12 年度設置	—	18 年度に 先駆型に移行
2	子育てひろば事業 A型 ※1	か所数	6 か所	—	10 か所
3	産後支援ヘルパー事業 ※2	延派遣回数/年	0 回	1,432 回	(800 回)
4	訪問型一時保育事業	延派遣回数/年	0 回	8,957 回	8,000 回
5	認証保育所	定員数 か所数	421 人 16 か所	—	621 人 22 か所
6	虐待防止ネットワーク事業	設置年度	14 年度設置	—	—

※1：子育てひろば（A型）：保育園等を活用した、子育てひろば事業（場の提供・相談・啓発）

※2：産後支援ヘルパーは、訪問型一時保育と一体で実施予定

「江戸川区次世代行育成支援行動計画 中間のまとめ」
に対するご意見・ご提案をお寄せください

★以下にご意見・ご提案をご記入の上、FAXまたは郵送でお送りください。

★区のホームページでも受け付けています。:

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話：03-5662-0659

FAX：03-5662-4897

キリトリ

キリトリ

性別	男性・女性	年齢	()歳代
ご職業			

締め切り:12月31日

江戸川区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ

平成 16 年 11 月

江戸川区子ども家庭部子育て支援課

〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号

電話:03(5662)0659 FAX:03(5662)4897